

令和 5 年 3 月 1 日

第 1 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和5年3月1日(水) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	村井 勉
11番	古川 幸義	12番	隅岡 美子
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集を頂きまして誠に有難うございます。

ただ今より、令和5年第1回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

今日から3月定例会が始まります。議員の皆様方には、日々議員活動にご精励のことだと拝察を致しております。今日から始まります、この3月定例会、私どもの方からは、24議案と3件の諮問を上程させて頂いております。

皆様方の貴重な、また、真摯なご意見を頂戴致しまして、この3月定例会、皆様方にとっても、私どもにとっても有意義な定例会となりますこと、心から期待をして冒頭のご挨拶とさせて頂きます。どうかよろしく願いを致します。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和5年第1回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第1回定例会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番 藪内 真由美 君、8番 金井 浩三 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長、金井 浩三 君。

議会運営委員会委員長（金井 浩三）

会期の件でございますが、本日3月1日より3月17日までの17日間とし、詳細については議長の方でお諮りをお願い致します。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は、本日より3月17日までの17日間とし、日程については3月1日（水）、本日ですが、提案説明、2日、木曜日から5日、日曜日まで休会、6日、月曜日、一般質問、7日、火曜日、一般質問、8日、水曜日、総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会、9日、木曜日、総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会予備日、10日、金曜日から16日、木曜日まで

休会、17日、金曜日、議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が12名となっており、6日、月曜日は通告順で1番から7番まで、7日、火曜日は、通告順で8番から12番までと致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月17日までの17日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より、現金出納検査執行状況報告及び令和4年度定期監査結果報告を受けております。

報告はタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略致します。

続きまして町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略致します。

日程第4. 令和5年度施政方針についてであります。

町長の発言を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

本日、令和5年第1回多度津町議会定例会の開会に当たり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに諸施策及び令和5年度予算の概要についてご説明し、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、議員各位におかれましては、2月5日に執行されました町議会議員選挙におきまして見事当選されましたこと、改めて心よりお喜びを申し上げます。皆様の培われてきた経験と叡智を結集して頂き、ともに多度津町の元気で明るい未来を構築してまいりたいと念願するものであります。

さて、私ごとにつきましても1月31日に告示されました町長選挙におきまして、無投票により当選させて頂き、引き続き4年間、町長の職責を担わせて頂くことになりました。

改めて、2万2千人の町民の皆様の期待とその職責の重さを痛感するとともに、これまでに積み上げてきた知識と経験を活かし、今後の多度津町の発展に向けて全身全霊を傾けて取り組むことが、私に課せられた使命であると決意を新たにしているところであり

ます。

私は平成 23 年の町長就任以来、3 期 12 年にわたり「みんなで多度津町を元気にする。そして生き生きと明るく元気に暮らせるまちづくりを目指す」ということを基本姿勢として、公約に掲げた施策や事業に着手してまいりました。

この間、教育環境の整備や賑わいづくり、企業誘致や官と民との連携によるまちづくりなど、町の活性化に取り組むとともに、南海トラフが引き起こす巨大地震から町民の皆様の命を守るために、幼稚園、小学校の耐震化や消防庁舎の建設、多度津中学校や白方小学校学習棟の建設、防災行政無線の整備、多度津駅自由通路の架け替え、そして、防災拠点施設の役割を果たす町役場庁舎と地域交流センターの 2 つを合築して建設するなど、本町の防災力を高めてまいりました。

これらの事業は、有利な財源を適切に活用しながら実施してきたものではありませんが、公債費の増大や財政調整基金の減少などによって、財政構造は硬直化し、財政状況は厳しくなっており、私に与えられたこれからの 4 年の間に恒久的な財政健全化を図るための礎を築きたいと考えております。

昨年からはじめたロシアのウクライナへの軍事侵攻の影響などによる国際的な原材料価格の上昇に加え、不安定な円相場などの影響が生活や企業活動に大きな影を落としております。本町においても、燃料価格・物価高騰から町民の皆様の家計や事業者の皆様を守るための支援に取り組んでまいりました。引き続き動向を注視し、必要な施策を実施してまいります。

また、3 年にわたり続けてきた新型コロナウイルス感染症対策について、国は今年に入って感染症法上の位置づけを本年 5 月にも新型インフルエンザ等感染症から外し、季節性インフルエンザ等と同等の「5 類」へ見直しすると表明しました。本町においても昨年は 3 年ぶりの花火大会や瀬戸内国際芸術祭の開催など社会経済活動の維持と感染拡大防止の両立を図るウィズコロナ・ポストコロナともいえるべき新たな時代に入り、希望が見えてきてはいますが、相次ぐ自然災害、人口減少、少子高齢化の進展など多くの課題も山積しております。

私は、この多くの課題に対しても私の基本姿勢である町民の皆様が「生き生きと明るく元気に暮らせる多度津町」の実現に向け、初心に立ち返り、今まで以上に議員各位、町民の皆様や多くの方々のご意見をお伺いし、町民皆様の幸せの向上と町の発展のため邁進する所存です。

以上、私の 4 期目に当たっての所信の一端を述べさせて頂きました。

今後とも議員各位並びに町民の皆様の各段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、令和 5 年度の我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている一方で、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響によるエネルギー・食料価格の高騰、欧米各

国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増しているとされております。

地方財政計画では、地方税は前年度比 4.0%増の 42 兆 8,751 億円、地方交付税は前年度比 1.7%増の 18 兆 3,611 億円、臨時財政対策債は前年度比 44.1%減の 9,946 億円が見込まれております。

このような背景の下、本町の令和 5 年度の予算編成に当たっては、限られた財源の中で、選択と集中を基本として、第 6 次多度津町総合計画をはじめとする各種計画に掲げる施策や事業を展開するための予算及び町民生活に必要不可欠な行政サービスの経費について、重点的に予算化したところであります。

その結果、令和 5 年度の一般会計予算総額は 92 億 2 千 8 百万円、前年度との比較で 8.0%の減額となっております。また、特別会計全体では前年度比 2.5%増の 68 億 1 千万円弱、全会計合計では前年度比 3.8%減の 160 億 4 千万円弱となっております。

次に、重点施策について申し上げます。

重点施策の 1 点目と致しましては、「人口減少対策としての地方創生事業」であります。本町では、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする「第 2 期たどつの輝き創生総合戦略」に基づき、「たどつのゲンキを創る」「たどつとツナガル人を増やす」「たどつにスマタイ人を増やす」「たどつのミライに向けて挑戦する」の 4 つを基本目標に据え、各種の人口減少対策や定住促進施策に取り組んでおりますが、来年度も引き続き、たどつの歴史・文化・伝統を活かした魅力ある「町づくり」と「人づくり」に取り組み、移住・定住・交流人口及び関係人口の増加を図ってまいります。

まず、魅力ある「町づくり」を目指す施策と致しましては、交通の要衝として発展してきた多度津の歴史を県内外に発信するため、令和元年度に日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落」について、「北前船日本遺産推進協議会」との連携をさらに深めながら最大限に有効活用し、交流人口の増加に向けて取り組んでまいります。

また、本通周辺には旧合田家住宅を含め、伝統的な建築物が今もなお集中的に残り、優れた歴史的風致を形成しており、高い文化的な価値を有しています。これらの文化的資源を有効に活用し、町全体を活性化させるためにも本通周辺地区の重要伝統的建造物群保存地区選定を目指し、住民の方々のご理解も得ながら民間の方々とともに取組を進めてまいります。

次に、魅力ある「人づくり」を目指す施策と致しましては、町づくり団体や住民との協働に引き続き取り組み、多度津町タウンプロモーション事業においては、官民協働組織「まねきねこ課」が中心となって進めております本町の「魅力づくり」と「情報発信」への支援を継続することにより、本町の認知度向上と、まちの活性化に本気で取り組む人々の増加を図ってまいります。

また、昨年度末から運用を開始しておりますスマートフォンアプリ「まちのコイン」上の地域通貨「どつつ」の活用などにより、町内にある事業者・団体と町内外に住む人々

との繋がりを創り出し、交流人口と呼ばれる、観光目的で本町を訪れる人々だけではなく、本町と多様な形で関わる人々、いわゆる関係人口の増加にも併せて取り組んでまいります。

また、現在、設立に向けた準備を進めております「まちづくり公社（仮）」につきましては、魅力的なまちづくり・ひとづくりについて、民間の立場から取り組んでいく組織であると考えております。ヒト・モノ・カネの面で地域内外を繋ぎ、本町の持続的な発展に寄与できる組織とすべく、来年度につきましては、まちづくり公社（仮）の舵取り役となる人物の選定などを行い、その人物とともに多度津を元気にしていくための具体的な事業計画を作成してまいります。

2点目は、「少子高齢化対策」であります。

「第2期多度津町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、“「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち」多度津町をめざして”を基本理念に、地域と一体となって子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

近年、核家族化が進み、地域の繋がりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱いている妊婦や子育て家庭が少なくなく、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、子育て支援体制の確保・強化に努めてまいります。

子育て家庭への経済的支援につきましては、本年4月から医療費無料化の対象を中学卒業までとしていたものを、高校卒業まで引き上げ、子育て家庭の家計負担の軽減を図るとともに子どもの健全な育成に寄与してまいります。

子育て世代包括支援センターにおきましては、専任の保健師や助産師、保育士が各家庭に寄り添いながら相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援に繋げる伴走型の相談支援体制を充実してまいります。

保育所につきましては、「保育士人材紹介料支援事業」などにより、保育士の確保や雇用定着に対する支援を行い、保育所の待機児童解消に努めてまいります。

放課後児童クラブにつきましては、香川県作業療法士会に委託し、「放課後児童クラブ巡回相談等支援事業」を実施しており、引き続き、児童が安心して過ごせる保育環境の充実に努めてまいります。

また、全国的に児童虐待の相談対応件数が増加する中、要保護児童対策部会などを通じ、関係機関との連携を強化し、児童虐待防止及び早期対応に努めてまいります。

さらに、新型コロナウイルスの影響が長期化し、食費等の物価高騰による経済状況等の変化がある中でも安心して子育てができるよう、未就学児に対し「多度津町未就学児子育て支援給付金」を給付しました。今後も必要に応じ、子育て世帯の支援に向けて最善の対策を講じてまいります。

次に、急速に進む高齢化への対策として、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、生活支援コーディネーターを中心とする「たどつ支え合い笑顔の会」が、支え合いの体制づくり推進を目的に活動しております。課題である移送問題に対しては、

住民ボランティアによる移動サービス「チョイ来た」の運営方法を検証しながら、継続的に支援することにより、相互に支え合う互助の精神の下、地域みんなで作る助け合いのまちづくりがより一層進展するよう努めてまいります。

また、高齢者福祉タクシー事業もより多くの方に利用して頂けるよう普及啓発に努めてまいります。

3点目は、「財政の健全化」であります。

今年度に策定した「中期財政計画（令和5年度～令和9年度）」に基づき、健全な財政運営を継続してまいります。

本町の財政運営につきましては、財政の健全化を示す健全化判断比率は、いずれも基準を下回り健全な範囲内となっているものの、近年悪化傾向にあり、また、ここ数年、歳出に対する歳入の不足額を財政調整基金からの繰入により補填している状況が続いております。

今後の財政の見通しと致しまして、歳入面で自主財源の大半を占める町税収入について増収の見通しが立たない中、歳出面では少子高齢化に伴う社会保障費や老朽化が進む公共施設の改修等に係る経費の増加が見込まれ、数年後には新庁舎建設事業に係る町債の元金償還も始まり、財政状況は厳しさを増していくものと見込まれます。

こうした中で、将来にわたって持続可能な町政運営を確かなものとするためにも、ふるさと納税の推進や有利な起債、補助制度の活用等、あらゆる歳入確保策を講じるとともに一層の行政の効率化等により歳出抑制を図る中で歳出超過の状況の改善に努め、本町財政の健全性が保てるよう取り組んでまいります。

続きまして主要施策について、第6次多度津町総合計画の政策体系に沿ってご説明申し上げます。

基本政策の1点目は、「生活者視点の暮らしやすいまちづくり」であります。

まず、健やかに暮らせる環境づくりであります。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまで国や県、近隣の市町の動向を注視しながら感染拡大防止対策やワクチン接種を進めてまいりました。特に、ワクチン接種につきましては、幾度もの感染拡大の波により医療が逼迫する中、多度津地区医師会の多大なる協力を得ながら接種体制を確保したことにより、常に国や県を上回る接種率でありました。

今後もインフルエンザをはじめとする様々な感染症から身を守るために、町民の皆様に手指消毒、三密の回避など基本的な対策の徹底を呼びかけるとともに、引き続き、安全に安心して生活ができるよう感染拡大防止対策に努めてまいります。

また、昨年に引き続き「第2次多度津町健康増進計画・第2次食育推進計画」に基づき、町民、地域、関係団体等の健康づくりの気運を醸成するとともに、町民一人一人が生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう、「健康寿命の延伸」・「健康格差の縮小」を目指し、健康増進と食育の推進に取り組んでまいります。

さらに、がん検診受診率向上対策につきましても引き続き、脳ドック及び人間ドック、

施設検診、休日検診など関係機関との連携を強化し、新型コロナウイルス感染症等による受診控えを防ぐため、徹底した感染防止対策を講じながら、安心して受診できる環境や体制整備に努めてまいります。

福祉医療につきましては、子育て世帯やひとり親世帯、障害者等に対する医療費助成の現物給付化により利用者の利便性が向上したところであり、今後も経済的支援が一層効果的なものとなるように、事業を継続してまいります。

国民健康保険事業につきましては、町と県が保険者となり運営を行っており、被保険者の減少、一人当たりの医療費の増加が進む中でジェネリック医薬品使用促進のお知らせ送付による調剤報酬の抑制及び医療費通知の送付による適正な受診の促進等を着実に実施し、医療費全体の削減を目指し、県と連携して健全な運営に努めてまいります。

保健事業につきましては、生活習慣病の重症化予防対策の一環として特定健診の受診率向上に努め、病気の早期発見・早期治療に繋がるように取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては被保険者や医療費の増加により、厳しい財政運営が懸念されますが、香川県後期高齢者医療広域連合や県、他市町と緊密な連携を図り、安定的な運営に努めてまいります。

離島医療の拠点である国民健康保険直営診療所の運営につきましては、医師・看護師の継続的確保と医療機器及び医薬材料の適正な維持管理に努めてまいります。

国民年金につきましては日本年金機構と連携し、住民に対する広報・啓発の推進や年金相談の充実を図ることで、加入促進・無年金者の解消に努めてまいります。

次に、生涯学習社会の形成であります。生涯学習の推進につきましては地域交流センターを有効活用して生涯学習や社会教育の活動を支援するとともに、引き続き公民館においては住民のニーズを把握した公民館講座の充実及び支援を行い、図書館においてはボランティアによる読み聞かせを実施するなど誰もが安心して快適に学習ができる環境の維持・構築に努めます。また、生涯学習に関する各種推進計画の見直しについても今後とも協議・検討を続けてまいります。

スポーツの振興につきましては、体育協会やスポーツ少年団の活動を支援するとともに、引き続き、各種ウォーキングイベント、体育館やさくらプールで開催している各種教室等を通じて、スポーツに参加する機会の創出及び健康の維持や増進のきっかけづくりに努めます。

また、地域密着型プロスポーツチームとの交流事業やホームタウンデーの開催を通じて子どもたちがトップアスリートを夢みて競技や練習に取り組むことのできるスポーツ環境の整備を進めてまいります。

なお、社会教育施設につきましては、老朽化が進んでいることから計画的に修繕・改修を行い、利用者の方々が安心して利用して頂けるよう努めてまいります。

次に、子育てをしやすい環境づくりであります。幼児教育無償化により保護者の負担軽減と就労しやすい環境が整った一方で、保育ニーズが高まったことによる待機児童問

題につきましては、昨年度から実施しております保育所が人材派遣会社を通じて新たに保育士を雇用した際の人材紹介料を補助する「保育士人材紹介料補助金」など保育士確保対策への補助を行うことや保育士等処遇改善臨時特例事業の実施により、保育士が働きやすい環境づくりに努めています。

また、町内保育所の老朽化に伴う施設整備に対し、国や県とともに財政支援を行うことで、保育を必要とするすべての子どもが保育サービスを受けることができるよう、今後も保育所と連携・協力を図ってまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症感染拡大の渦中における物価高騰等の影響を受けている保護者の負担軽減を目的として、一定の要件を満たす保育所等に対し、「多度津町物価高騰等に伴う副食費の負担軽減事業助成金」として、利用児童 1 人当たり 5 千円を助成しました。

放課後児童クラブにつきましては、町内すべての小学校区において全学年の受入れをしております。令和 2 年度から香川県作業療法士会の協力を得て「放課後児童クラブ巡回相談等支援事業」を実施しており、放課後児童クラブの支援員が専門的な助言を受けることで子どもたちへの適切な関わり方を学び、保育環境の充実に努めております。今後も放課後児童クラブでは新型コロナウイルス感染防止を含めた安全性に配慮しつつ、児童の健全な育成を図るとともに保護者が安心して就労できる環境づくりに努めてまいります。

子育て世代包括支援センターにおきましては、専任の保健師や助産師、保育士等が安心して安全に出産・育児ができるよう妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めておりますが、引き続き、保護者のニーズに対応した子育て環境を整備するとともにハイリスク妊産婦に対する養育支援訪問事業や保護者の冠婚葬祭、受療等により乳幼児の保育が一時的に困難になった場合に、乳幼児を預かり保育する「一時預かり事業」の更なる充実に努め、利用促進を図ってまいります。

また、妊婦及び子育て家庭への経済的支援につきましては、令和 4 年 4 月以降に妊娠届出や出産された方を対象に「出産・子育て応援ギフト」として妊娠届出時に妊婦 1 人当たり 5 万円、出生届出後に子ども 1 人当たり 5 万円を支給し、育児用品の購入に係る負担軽減や産後ケア事業及び一時預かり事業の利用者負担の軽減を図るなど、各家庭に合った必要なサービスの提供に努めてまいります。

また、本年 4 月から医療費無料化の対象を中学卒業までとしていたものを高校卒業まで引き上げ、子育て家庭の家計負担の軽減を図るとともに子どもの健全な育成に寄与してまいります。

さらに、全国的に児童虐待の相談対応件数が増加する中、児童の身近な支援機関である学校との連携強化や学校が気になる情報を収集した時の対応の明確化を目的に「多度津町児童虐待防止のための通告マニュアル」を昨年度末に作成し、関係機関との情報共有や連携強化により、今後も児童虐待防止を推進してまいります。

次に、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりであります。「地域福祉計画・自殺対策計画」に基づき、生きがいや交流活動、仕事等に持てる力を十分発揮できるような環境づくりに向け、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と協力連携を図り、地域福祉の向上に取り組むことで年齢や障害の有無に拘わらず、安心して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

また、昨年度に改訂した「地域福祉計画・自殺対策計画」について、来年度に見直しを行い、「成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画」と一体的に推進し、各計画を包含した第2期計画を策定することで、地域福祉の一層の拡充に努めてまいります。障害者福祉の充実につきましては、令和2年度に改訂を行った「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」について来年度に見直しを行い、新たに「第5次障害者基本計画・第7次障害福祉計画・第3次障害児福祉計画」を策定することで「一人ひとりの生き方を大切に、すべての町民とともに生きる多度津」を目指し、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

ひきこもり支援につきましては、理解促進のための広報啓発を継続的に実施するため、町内の関係機関で構成する「多度津町ひきこもりサポート会議」をプラットフォームとするとともに、令和3年12月には民間委託による「ひきこもり相談支援窓口」を開設しております。また、今年度からサポート会議の関係機関で年6回の実務者会を実施し、各機関との積極的な情報共有による横の繋がりを強化しており、この取組を来年度も継続していくことで、支援対象者の実態やニーズの把握など当事者にきめ細やかに寄り添った相談体制の一層の拡充を図ってまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、急速に進む高齢化への対策として高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、生活支援コーディネーターを中心とする「たどつ支え合い笑顔の会」が支え合いの体制づくり推進を目的に活動しております。なお、各小学校区においては、地域のコーディネーターを中心に、より地域の実情に合った支え合いを目的とする活動体制を整備しております。また、各地区の共通課題である移送問題に対し、住民ボランティアによる移動サービス「チョイ来た」の運行を開始し、運営方法を検証しながら継続的支援をしてまいります。相互に支え合う互助の精神の下、地域のみんなで作る助け合いのまちづくりが、より一層進展するよう努めてまいります。また、高齢者福祉タクシー事業につきましても高齢者の交通手段を確保し、外出の機会を増やすとともに経済的負担の軽減を図ることにより、多くの方に利用して頂けるよう普及啓発に努めてまいります。

次に、環境に配慮した循環型社会の形成であります。令和元年6月に策定した「第2次多度津町環境基本計画」に基づき、「町民の参画と協働でつくる、自然と人が共生する美しく暮らしやすいまち たどつ」を目指して、住民、事業者、各種団体と連携・協力して取り組んでまいります。また、一般廃棄物の処理につきましては「多度津町ごみ処理基本計画」に基づき民間委託を推進し、ごみ処理業務の効率化を図るとともに、

ごみの発生抑制、再使用、再生利用を行う 3R 運動を推進し、リサイクル率の向上及びごみの減量化を図ってまいります。さらには、プラスチックごみの発生抑制や食品ロスの削減等、新たな課題にも適切に対応し、持続可能な社会の構築、またゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでまいります。

野良犬や野良猫の対策につきましては犬や猫の不必要な繁殖防止のため、不妊・去勢手術費用助成を継続してまいります。また、野良猫の繁殖が地域の問題となっていることから地域住民の認知と合意の上、地域で野良猫に不妊・去勢手術を行って共同管理する地域猫活動を行う団体に対する助成を継続し、人と動物との調和のとれた共生社会を目指してまいります。

墓地・火葬場の整備検討につきましては「町営墓地」は清掃業務委託により、また、「地域墓地」は地域墓地管理団体への運営補助により、「町営・地域」両墓地の適正な維持管理に努めてまいります。なお、火葬場につきましては長期修繕計画に基づき定期的な主要設備・機器等の点検を継続していくことにより、施設全体の適正な維持管理に努めてまいります。

基本政策の 2 点目は、「安心・安全で美しいまちづくり」であります。

まず、水を大切にすまちづくりにつきましては、水道事業を実施している香川県広域水道企業団の構成団体として、将来にわたって安全で安心な水道水が安定的に供給されるよう、引き続き企業団と連携していくとともに水資源の大切さや水道事業の現状・課題について理解を深めて頂くための啓発活動に取り組んでまいります。

次に、自然と調和した生活環境づくりであります。昨年度から県道多度津丸亀線沿いに整備を進めてきた「道福寺公園」につきましては、昨年 9 月に都市公園として開園致しました。今年度はさらに、防災遊具や非常電源付ソーラー照明を整備しているところですが、今後は災害時の緊急避難場所としての活用も含め、周辺地域はもとより、多くの町民の皆様が多目的に利用でき、多世代が交流できる公園を目指してまいります。また、その他の公園及び緑地や水辺につきましても秩序ある市街地の形成や地域コミュニケーションの場として重要な役割を担えるよう、住民ボランティアのご協力を得ながら適正な維持管理に努めてまいります。

下水道につきましては、供用開始区域内の接続率の向上を図るための啓発活動を継続して行ってまいります。また、老朽化した施設についてストックマネジメント計画に基づいた適切な維持管理をしていくため、計画的に施設の長寿命化や更新工事を進めるとともに地方公営企業法の適用に向けた取組を進め、経営の安定化や透明性の確保のため、適正な使用料や持続可能な経営計画の検討を進めてまいります。

雨水処理につきましては近年の異常な降雨による被害軽減のため、引き続き雨水幹線の整備を計画的に進めてまいります。また、ポンプ施設につきましてはストックマネジメント計画等に基づき、今年度から新町排水ポンプ場の更新を実施するなど計画的に更新工事を進めており、今後も雨水の排除能力の維持向上に努めてまいります。

下水道区域外の地域につきましては生活排水による水質汚濁を防止し、水環境の保全を図るため、引き続き合併処理浄化槽の普及促進について補助制度の充実や広報等による周知に努め、単独浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への早期転換を促進してまいります。

地球温暖化対策につきましては「多度津町第 4 次地球温暖化対策実行計画」に基づき、引き続き本町施設における温室効果ガスの排出削減に取り組んでまいります。

本町では、これまでも環境省が推進するクールチョイス（地球温暖化対策に資する「賢い選択」）に賛同しており、町民や事業者への情報発信を積極的に行うとともに住宅用太陽光発電システムの設置補助制度や緑のカーテン事業を実施してまいりましたが、近年の地球温暖化の影響は本町においても喫緊の課題であり、豊かな自然や特色のある産業・文化を未来の世代に引き継ぐため、令和 4 年 3 月には国の「2050 年カーボンニュートラル宣言」に賛同し、多度津町の「ゼロカーボンシティ」への挑戦を宣言致しました。同様の取組を表明している県とも連携し、町民や事業者の皆様と協働しながら 2050 年までに本町の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた取組を進めてまいります。

この宣言に伴い、昨年度に策定した「多度津町再生可能エネルギー導入計画」の内容を反映し、今年度は町全体の実行計画となる「多度津町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を目指し、地域の脱炭素社会の実現に向け取り組んでまいります。

次に、安心して暮らせる環境の整備であります。消防体制の強化につきましては、複雑・多様化する災害等に対応するため、消防車両や資機材の計画的な更新整備、水利計画に基づいた消火栓や防火水槽の整備を図りながら消防力の充実・強化に取り組んでまいります。また、火災防ぎょ訓練や救助訓練などの各種訓練を計画的に実施することにより、消防技術の向上と人材の育成に努めてまいります。あわせて消防団・女性防火クラブと協力して「住宅用火災警報器」の普及促進の啓発活動を継続し、訓練指導や防火講習会を通じて自治会をはじめとする各種団体に防火意識の高揚を図ってまいります。また、地域防災の中核となる消防団に対しましては、資機材や装備の計画的な整備など活動しやすい環境の整備に努めてまいります。さらには、訓練により消防技術の向上も図ってまいります。

一方、救急業務につきましては救急救命士を計画的に育成し、資格取得後も継続して教育を行うなど関係機関と連携して救急救命士としての手技の向上と救急業務の高度化を推進してまいります。

また、定期的に救命講習会や応急救護指導を実施して広く住民に応急手当の普及啓発を図るとともに急速な高齢化の進展の下、増加傾向が続く救急出動業務についても安易な救急車の利用を減らすために町のホームページや広報誌などで住民に「救急車の適正利用」の周知啓発を継続して行い、住民の理解と協力が得られるよう努めてまいります。さらには、丸亀市・善通寺市と共同運用を実施している「消防通信指令業務」につつま

しても今後とも連携・協力による応援体制の推進に努めてまいります。

防災体制の整備につきましては近年の気候変動による大型台風の発生や突然の集中豪雨等の大雨による土砂災害・浸水等の水害など自然災害の激甚化や今後発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、各小学校区における防災訓練を実施し、地域防災力の向上を推進してまいります。あわせて今後も最新の災害想定に合わせてハザードマップ等を適宜更新し、町民の皆様へ周知・啓発することにより防災意識の高揚を図ってまいります。

また、防災講演会などによる啓発を通して自主防災組織の育成と拡充を図るとともに企業や各種団体と災害時の応援協定を締結するなど官民が一体となって総合的な地域防災力を強化した「災害に強いまち」を目指してまいります。

さらに昨年度改正された災害対策基本法に基づく避難情報の変更については、全戸配付やホームページへの掲載等により町民の皆様へ周知しておりますが、引き続き広報等により啓発するとともに災害発生時には変更された避難情報等が町民の皆様へ伝わるよう防災行政無線や緊急速報メールなどを効果的・有効的に活用してまいります。

指定避難所につきましても備蓄品の適切な管理と良好な生活環境の確保に向け、計画的な整備を実施してまいります。

水防対策についてですが、桜川流域の総合治水対策の検討結果を基に計画的に排水ポンプの新設など浸水対策に取り組んでまいります。引き続き、河川改修の早期完成を県に要望するとともに県と協議しながら桜川排水機場の排水能力の増強も含め、内水排除対策の検討を行ってまいります。

交通安全対策につきましては高齢者運転免許証自主返納支援事業を引き続き推進するとともに近年増加傾向にある高齢者が関係する事故の抑止を図ってまいります。

また、本年 4 月から年齢を問わず全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化されることから、ヘルメット着用の重要性について広く啓発してまいります。

今後とも引き続き、関係機関・団体等と緊密に連携し、交通安全活動や各種啓発を行い、町民全体の交通安全意識の高揚をはじめ、交通ルールの遵守や交通マナーの向上を図るとともに適正な交通安全施設等の整備を進めてまいります。

次に快適な都市空間の形成であります。多くの地方都市で問題が顕在化している市街地の拡散やスポンジ化の進行に歯止めをかけるため、都市機能の近接化を図り、歩いて暮らせる集約型町づくりの実現に向け、「多度津町都市計画マスタープラン」や JR 多度津駅周辺を中心に町の拠点となるエリアを定めて、居住及び都市機能の集約化を図る「立地適正化計画」に基づき、持続可能な集約型都市への再構築を図ってまいります。

なお、「立地適正化計画」の内容を具現化し、平成 30 年度から取り組んでおります「多度津駅周辺都市再生整備計画事業」につきましては令和 5 年度にかけまして順次完了となる予定であり、今後は「立地適正化計画」の見直しを図りながら、次期「都市再生整備計画」についても検討を行ってまいります。

道路・交通ネットワークの整備と致しましては、昨年度、県道丸亀詫間豊浜線（さぬき浜街道）の多度津西工区が開通致しました。引き続き、県道多度津丸亀線のさぬき浜街道までの区間の早期完成に向け、県に対して働きかけを行ってまいります。また、町道整備につきましては、舗装路面性状調査の結果に基づく整備路線計画を基に計画的に整備を進めてまいります。さらに、都市計画道路の一般県道部分の整備促進や町道部分についても防災上の観点から広域道路整備として県に要望してまいります。

空き家対策を含む居住環境の整備につきましては人口減少や高齢化の進行等により管理不十分な空き家が増加していることから、今年度、空き家の現状調査を実施し、調査結果を踏まえた「空き家等対策計画」の改訂を行っております。今後は改訂した計画に基づき総合的かつ計画的に対策を実施してまいります。また、危険空き家対策として「多度津町老朽危険空き家除却補助事業」を引き続き実施してまいります。

町営住宅の整備充実につきましては「多度津町町営住宅長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理を行うとともに長寿命化を図るため、人口減少や少子高齢化を踏まえた必要戸数について、計画的な建替事業を検討してまいります。

離島振興につきましては、多度津～佐柳航路における安全・安心な航路の確保・維持に継続して取り組むとともに「島しょ部航路運賃助成事業」や「離島救急患者搬送費補助事業」、島民の高齢化により維持管理が難しくなっている島の環境整備など各種の支援事業を実施してまいります。

また、高見島・佐柳島の魅力を町内外に伝えるため、高松市や東京都などで開催予定のPRイベントにも積極的に参加するなど、より一層の島の活性化に取り組んでまいります。

基本政策の3点目は、「活気にあふれた魅力的なまちづくり」であります。

まず、産業の振興・経済の活性化であります。農業につきましては、国においては「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に農林水産物の輸出力強化と高付加価値、農林水産業のグリーン化、スマート農業の推進等の数々の施策を推進するとの方針が示されております。

また、水稻については、香川県農業再生協議会で全国の需給見通しや県産米の販売戦略などを踏まえて決定される「生産の目標」に基づいて生産することとなっております。こうした情勢の変化、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加といった諸問題に対応し、農業・農村を持続的に発展させていくために関係団体と連携して様々な施策に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備につきましては農業振興地域整備計画に基づき、単独県費補助事業や単独町費の補助制度に基づく事業を推進するなど引き続き、農道や水路等の施設改修を進めてまいります。昨年度から引き続き実施する三井新池、東白方新池に加え、新田池で来年度実施される県営地域ため池総合整備事業により、ため池の整備を図り、農業生産の確保を念頭に農業振興地域内の優良農地保全の促進に努めてまいります。また、

農業・農村の持つ多面的機能が継続的に保たれるよう、多面的機能支払制度をはじめとする日本型直接支払制度の定着も引き続き図ってまいります。

農業委員会につきましては担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止及び解消、農業者の新規参入の促進に努め、さらなる農地利用の最適化を図ってまいります。

農業を支える担い手の育成・確保につきましては、経営所得安定対策の実施や施設整備、機械導入等に係る補助制度の利活用など引き続き農業法人、認定農業者や新規就農者への支援を実施するとともに法人化の促進や就農相談の強化を図ってまいります。また、香川県農地機構との連携を強化し、貸し手・借り手に係る情報収集やマッチングを積極的に行い、農地の集積・集約化に取り組んでまいります。

有害鳥獣による被害防止につきましては、令和２年度から引き続きの取組として「イノシシ講習会」の開催や多度津高等学校と連携した箱わな製作を行います。また、丸亀地区・善通寺地区両猟友会と連携して鳥獣被害の調査や捕獲駆除に努めるとともに効果的な被害防止対策の普及に取り組んでまいります。

オリーブにつきましてはオリーブ生産拡大事業を活用し、栽培面積の拡大を促進するとともにブランド農産物としての６次産業化を促進するため、商品開発や販路開拓などへの支援を行ってまいります。

水産業の振興につきましては新型コロナウイルス感染拡大の影響による需要の減少、また、漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業者の高齢化及び後継者不足等が続いており、依然として厳しい状況にあることからカワウ食害対策事業、カキ等の養殖事業及びマダコ・キジハタ等の稚魚放流事業並びに海ごみ対策等の漁場環境保全事業への支援・協力、さらに「おさかな学習会」等での魚食の普及啓発事業等の活動支援に取り組んでまいります。また、白方漁港につきましては機能保全計画に沿って、効率的な維持・管理に努めてまいります。淡水魚につきましても養殖や施設改修等、漁業活動の安定化やため池の環境美化活動に対する支援に努めてまいります。

商工業の振興につきましては長期化する新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等の影響を受けている町内の企業や事業者に対する支援策について、国の臨時交付金の情報を精査し、検討してまいります。あわせて自社や新商品等の広告宣伝及び町内産農水産物を活用した新商品開発に対する補助事業を通じて、販売力の強化を支援するとともに昨年から開催している香川県よろず支援拠点による経営個別相談会を引き続き開催し、事業者のきめ細やかな支援を続けてまいります。また、新工場等の設立に対する助成措置による企業誘致や留置の促進を続けてまいります。

さらに本町での創業を促進するため、引き続き、多度津商工会議所や地元金融機関、関係機関と連携しながらセミナーの開催による創業希望者の支援や掘り起こしを行うとともに多度津町創業支援補助金制度により、開業率の向上による町産業の活性化を目指してまいります。

雇用・勤労者対策の充実につきましてはハローワークとの連携を強化し、出張職業相談

会を引き続き実施するとともに香川県就職・移住支援センターとの連携による町内企業と求職者のマッチング事業を推進してまいります。近隣の大学・高等学校だけでなく、小・中学生へも企業紹介パンフレットを配布し、幼い頃から町内企業の魅力を知る機会を設け、将来の就職に繋がるよう発信を行ってまいります。

消費者行政の取組につきましては県が設置する消費者安全確保地域協議会へ参加するとともに関係機関と連携し、年々増加する特殊詐欺等に対し、被害の未然防止のための啓発に努めてまいります。

次に魅力あふれる観光の振興であります。今年度「瀬戸内国際芸術祭 2022」が開催され、本町においては9月29日から11月6日までの39日間で21,596人の来場者があり、コロナ禍での開催ではありましたが、大きな混乱もなく盛況のうちに閉幕致しました。また、新たな取組として本通地区で作品展開が実施され、歴史ある街並みなど芸術祭に来られた方々に、多度津の魅力を伝えることができました。引き続き「瀬戸内国際芸術祭 2025」の参加に向けて準備を進めてまいります。

また、依然として新型コロナウイルス感染症の終息は見通せませんが、ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、観光振興団体への支援や観光情報の発信を行うとともに従前から行っております「さぬき瀬戸大橋広域観光協議会」や「空の駅かがわ」、「北前船日本遺産推進協議会」等、県内外の関係機関との連携を図り、広域的な取組による多度津町への来訪者の増加、交流人口の拡大に努めてまいります。

次に豊かな心を育てる教育の充実であります。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として適切な感染防止対策を講じた上で子どもたちの健やかな学びを最大限保障し、教職員等の健康にも留意した対応をとってまいります。

また、「今後の本町の幼稚園・学校教育のあり方」につきましては、保育・教育の充実、質的向上のために必要な事業であると考えておりますので、先行して実施する幼稚園の適正配置について町民の皆様にご具体的な案を示し、ご意見を頂くなどし、財政状況等も勘案しながら事業実施に向けての検討を進めてまいります。

一方、望ましい教育環境の確保につきましてはGIGAスクール構想により整備したネットワーク環境や1人1台パソコンを活用し、子どもたち一人一人に個別最適化した資質や能力が一層確実に育成できる教育を実現できるよう取り組むとともにタブレットの利用方法については細心の注意を払い、不適切な使用とならないよう指導してまいります。

また、幼稚園及び小・中学校において一層きめ細やかな学習支援及び教育的支援等を行うために各種支援員等を継続配置するとともに心の問題への対応としてスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーを継続配置し、学校における相談機能の充実に努めてまいります。あわせて悩みを抱え不登校となっている児童・生徒に対しては教育支援センターでの活動を通して自立を促し、学校に復帰できるよう指導・支援してまいります。さらには、日本語が十分でない外国にルーツをもつ児童のために日本語教室を引

き続き設置し、対象児童の日本語に対する困り感の解消に努めてまいります。加えて、これまで中学校に配置していた学校図書館司書を小学校にも配置し、児童・生徒の読書活動等を支援することで学校図書館を落ち着いて読書を行うことができる安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えてまいります。

また、幼稚園においては引き続き魅力ある幼稚園を目指し、預かり保育の拡充等の事業を通して子育て支援の充実を図ります。

青少年の健全育成につきましては少年育成センターを中心に補導員と連携し、定期的な補導活動を行い、青少年の非行行為の早期発見や健全な社会環境づくりの推進に努めてまいります。

また、小学校の児童と地域や高齢者の方々との異世代・異年齢間での共同生活・交流活動である「わんぱく寺子屋」を実施し、心身ともにたくましく、ふるさとと人を愛する子どもを育ててまいります。

今年度から成人式に代わり実施しております「二十歳のつどい」につきましては対象者の有志でプロジェクトチームを組織し、企画・運営に参加することにより、対象者の気持ちに寄り添いながら大人としての自覚を高める式典となるよう工夫してまいります。

さらに放課後の子どもの居場所づくりとして、各小学校区で実施しております「放課後子供教室」につきましては今年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響により規模を縮小して実施しましたが、来年度は感染状況を踏まえながら魅力ある体験活動を実施するとともに教室開催日数等の拡充を図ってまいります。

次に地域に根ざした文化芸術の創造と振興であります。文化・芸術の拠点である町民会館「サクラートたどつ」において様々な文化・芸術鑑賞の機会を積極的に提供するとともに公民館では地域の方々の学習や交流活動の拠点として地域に根ざした活動を行い、学習活動の発表の場としての文化祭等を開催して文化の向上に努めてまいります。資料館におきましては様々な分野の企画展等を開催し、本町の歴史や伝統の魅力を伝えるとともにその価値が再発見できるよう働きかけてまいります。

次に多様な交流の促進であります。将来にわたる人口減少を少しでも和らげるための移住・定住促進施策として、町内でも増加している空き家の利活用や東京圏からの移住、本町で新婚生活を送られるご夫婦への経済的な支援を継続するとともに移住フェアなど都市圏等で行われる各種イベントに出展し、多度津町での暮らしやその魅力について積極的にPRしてまいります。

また、地域おこし協力隊につきましては隊員1名が地域協力活動としてイノシシ対策を含めた離島の活性化に取り組んでおりますが、来年度中に任期満了となる予定です。新たな隊員の募集を早期に行うとともに隊員同士が協力して地域協力活動に取り組んでいけるよう体制づくりを進めてまいります。今後も本制度をより積極的に活用し、隊員とともに地域力の維持及び強化を図ってまいります。

児童・生徒の地域間交流体験活動につきましては今年度は新型コロナウイルス感染拡大

の影響により中止となりましたが、来年度、感染状況を踏まえた上で、スポーツ少年団と子ども会が富山県南砺市福野地区との交流を予定しており、異なる文化や学校生活を離れた様々な地域や人との交流を図ってまいります。

また、小・中学生の学校現場での国際交流につきましては引き続き、外国語指導助手・日本人英語指導員の協力を得ながら、外国語に親しむ環境づくりの促進を図り外国語活動を推進してまいります。

次にコミュニティを軸とした協働のまちづくりであります。協働のまちづくりの推進につきましては、町政報告会をはじめとしたあらゆる広聴の機会を通じて、多くの住民の皆様のご意見をお聞きするとともに地元の各種団体と協力しながら町の活性化に取り組んでまいります。

次に多様性を認め、人権を尊重する社会の確立であります。憲法第 14 条において「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とされております。

本町においても「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする各法令や令和 3 年 2 月に策定した「第 4 次多度津町人権尊重に関する総合計画」、「多度津町人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、差別の解消や人権尊重の社会を実現するために取り組んでまいります。また、令和 2 年度に仲多度郡 3 町が合同で実施した「人権・同和問題に関する意識調査」の分析結果も踏まえ、新計画等と併せて施策に反映させることで、さらなる町民一人一人の人権が保障されたまちづくりに取り組んでまいります。

また、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちの実現を目指し、「多度津町パートナーシップ宣誓制度」の普及啓発により、性的少数者の方々にも暮らしやすいまちづくりを目指してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、「男女共同参画社会基本法」をはじめとする各法令や令和 3 年 6 月に策定した「第 3 次たどつ男女共同参画プラン」に基づき、県や定住自立圏を形成する近隣市町とも連携し、男女共同参画社会形成のための施策を推進し、ワーク・ライフ・バランスや女性が活躍できるまちづくりに取り組んでまいります。

次に時代の要請に対応した行財政運営であります。行財政改革の推進につきましては「行政改革実施計画」に基づき、事務・事業について定期的に点検・検証を行いながら計画的に行財政改革を進めてまいります。

また、町が人口減少対策として実施している施策をとりまとめた「第 2 期たどつの輝き創生総合戦略」につきましては、引き続き事業の進捗状況を確認するとともに昨年 12 月末に示された国の新たな総合戦略を勘案する中で必要な改訂等を行ってまいります。

来年度は「第 7 次多度津町総合計画」の策定に本格的に取り組み、現行の総合計画に記

載している各施策の実施状況や効果などに関する検証を行うとともにその検証結果を基に町の将来を見据えた計画の策定に取り組んでまいります。

また、組織・機構の在り方についても常に点検を行い、必要に応じて変更などを加えることで、さらなる住民サービスの向上に繋げてまいります。

健全な財政運営の確立につきましては、令和 3 年度決算における実質公債費比率は、前年度から 0.2 ポイント増加して 11.7%となりました。また、将来負担比率は新庁舎等建設事業等による町債残高の増大を主因として、前年度から 33 ポイント増加して 182.4%となりました。いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な範囲内ではありますが、令和 4 年度決算ではさらに増加が見込まれることから今後は町債の新規発行額の抑制により数値の改善を図りながら、事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分を行い、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

行政のデジタル化につきましてはオンラインによる申請手続の拡充やオープンデータの利活用を推進するとともに今後のデジタル技術の進展を見据えながら住民の皆様の利便性の向上と、業務の効率化を図ってまいります。

国の重点施策である「マイナンバー制度の推進」につきましては、デジタル社会の鍵を握ると言われており、本町でもマイナンバーカードの申請率が 70%を超え、今年 4 月からは、医療機関におけるマイナンバーカードでの健康保険証資格確認システムの導入が原則義務化となるなどカードを申請する町民は今後さらに増加することが見込まれています。本町においても出張申請や夜間・休日開庁の実施などにより、円滑な交付体制の整備に努めるとともにマイナンバーカードのさらなる普及促進に努めてまいります。

また、ふるさと納税推進事業につきましては、制度の趣旨に沿いながら返礼品の拡充や寄附者の利便性の向上などを行うことで地域経済の活性化及び健全な財政基盤の確保に寄与するとともに、ふるさと納税を通じて本町の魅力を発信することにより、交流人口や関係人口を拡大し、多くの方々に継続して多度津町を応援して頂けるよう、より一層の推進を図ってまいります。また、企業版ふるさと納税につきましても制度に関する情報を積極的に収集し、企業への働きかけなどを積極的に実施してまいります。

広域行政の推進につきましては日々変化する社会情勢や多様化する住民ニーズに対応していくため、丸亀市を中心市として構成される定住自立圏域での連携をさらに深めてまいります。「第 3 次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン」に計画されているスケールメリットを活かした取組を実施することで圏域全体の活性化に努めてまいります。

以上、私の令和 5 年度の町政に臨む所信を申し上げます。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、燃料価格・物価高騰などにより先行きが見通しづらい状況の中で、人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化などとともに引き続き、粘り強く取り組むべき多くの課題を抱え、厳しい町政運営が続くものと考えております。

多度津町の将来像「ひと・暮らし・歴史が共生するまち たどつ」を目指し、多度津町

の特色を活かしつつ、町民の皆様の幸せの向上のために、私をはじめ全職員が職務に取り組んでまいり所存でございます。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

どうかよろしく、お願いを致します。

議長（村井 勉）

これをもって、令和5年度施政方針についてを終わります。

ここで、暫時休憩を致します。

再開を10時45分と致したいと思います。よろしくお願い致します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時45分

議長（村井 勉）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第5. 議案第1号、多度津町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第2号、多度津町個人情報保護審議会条例の制定について、議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長（山内 剛）

議案第1号、多度津町個人情報保護法施行条例及び議案第2号、多度津町個人情報保護審議会条例、議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、一括して提案説明を申し上げます。

議案第1号、議案第2号の制定につきましては、令和3年5月19日に公布されました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされたものによるものです。

また、「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、同条例の規定のうち改正後の「個人情報の保護に関する法律」の内容と実質的に同趣旨のもの、矛盾・抵触するもの及び趣旨に適合しないものについて整合性をとるために「多度津町個人情報保護条例」を廃止し、新たに「多度津町個人情報保護法施行条例」、「多度津町個人情報保護審議会条例」を制定するものであります。

なお、施行日は、制定する両条例ともに「デジタル社会の形成を図るための関係法律の

整備に関する法律 附則第1条第7号に掲げる規定」の施行の日から施行することとなっているため、令和5年4月1日と致します。

それでは、議案第1号、多度津町個人情報保護法施行条例の提案説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。第1条では、「個人情報の保護に関する法律」の施行に関し必要な事項を定めることと規定しています。

第2条は「実施機関」の定義について規定しています。実施機関の定義につきましては、廃止する「多度津町個人情報保護条例」と変更がないため、議会を除いた実施機関と同じ内容としており、議会を除く理由は「個人情報の保護に関する法律」の行政機関の定義の中に、議会を除く条文があるためでございます。

第3条は、『不開示情報』の規定でございます。不開示情報につきましては「個人情報の保護に関する法律」に規定されているため「多度津町情報公開条例」と矛盾のないように、条文の一部を引用しております。

第4条は、『手数料等』の規定でございます。写しの交付手数料につきましては、「個人情報の保護に関する法律」によって、条令で定めるとされており、無料にすることも妨げられておりません。現在、多度津町では、保有個人情報及び行政文書開示請求があった際には、写しの交付に要する用紙等の実費の金額は徴収しておりますが、写しの交付そのものに要する手数料は無料としているため、現行と変わらず無料とし、用紙代等実費分のみを徴収するものと規定しています。

第5条は、「審議会」への諮問についての規定でございます。新たに制定する「多度津町個人情報保護審議会条例」で定める多度津町個人情報保護審議会に対して、審査請求等があった際に諮問をする規定でございます。

2ページをご覧ください。第6条は、条例の実施のために必要な事項は、規則で定めると規定しています。

附則と致しまして、第1条の施行日について「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行とするため、令和5年4月1日から施行とするものであります。

第2条につきましては「多度津町個人情報保護法施行条例」を制定することにより、旧条例である「多度津町個人情報保護条例」を廃止する条文でございます。

第3条につきましては、旧条例である「多度津町個人情報保護条例」における違反があった際の罰則規定等を経過措置として記載しているものでございます。

この罰則規定につきましては、高松地方検察庁に事前に審査を依頼し、内容について問題がない旨の回答を頂いております。

続きまして、議案第2号、多度津町個人情報保護審議会条例の提案説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。第1条は、「個人情報の保護に関する法律」に基づく個人情報保護制度の適正な運用を確保するための多度津町個人情報保護審議会の設置に関して規定

しています。

第2条は、審議会の所掌事務についての条文でございます。「個人情報の保護に関する法律」、「多度津町個人情報保護法施行条例」、「議会個人情報保護条例」に規定しております各審査請求、諮問に応じることについて規定しています。

第3条は、審議会の委員数に関する条文でございます。旧条例である「多度津町個人情報保護条例」と同様に委員数は5名までとしております。

2ページをご覧下さい。第4条は、委員の委嘱及び守秘義務についての条文でございます。こちらにつきましても、旧条例である「多度津町個人情報保護条例」と同様に、委員は学識のある者から町長が任命し、任期は2年までとしております。

また、委員は職務上知り得た情報を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様としております。

第5条は、審議会の調査権限についての条文でございます。審議会は、必要があると認めるときは諮問庁に対し、保有個人情報の開示を求めることができ、この場合において、何人も審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができないとしております。

2ページ下段から3ページをご覧下さい。第6条は、審議会を行う際の非公開に関する条文でございます。審議会の行う審議の手続は、審議会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しないこととしております。

第7条は、条例で定めるもの以外の詳細な事項については、規則で定めることと規定しています。

第8条は罰則に関する規定でございます。

第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとしております。

この罰則規定につきましても、高松地方検察庁に事前に審査を依頼し、内容について問題がない旨の回答を頂いております。

次に、附則第1項と致しまして「多度津町個人情報保護法施行条例」と同様に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行することとし、令和5年4月1日からの施行とするもの」でございます。

第2項及び第3項は、廃止する「多度津町個人情報保護条例」で委嘱している委員の方を引き続き、当該条例の委員に引き継いで頂く条文でございます。

第4項は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条文でございます。こちらは、同条例に個人情報保護審議会委員に対する報酬の条文がないため、個人情報保護審議会条例の制定に伴い、改正するものでございます。

続きまして、議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、地方公務員法が改正され、全国全ての地方公共団体

において、職員の定年年齢を65歳に改めるとともに、その経過措置として現行の定年年齢である60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げることや管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）を導入し、管理職及びこれに準ずる職の勤務上限年齢を原則60歳とし、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの間に当該職以外の職への降任等を行うこととなりました。

また、定年前再任用短時間制を導入し、60歳に達した日以後に退職した職員を採用できることとなったため、本町におきましても関係規定の整備を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページから2ページをご覧ください。第1条では「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」の一部改正について定めており、新旧対照表の第2条第1項から第2項第4号までは、字句の訂正、第2条第2項第5号において、多度津町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により管理監督職勤務上限年齢60歳に達した日以後、最初の4月1日までの異動期間を延長された管理監督職を占める職員は、公益的法人等へ派遣する職員から除外する職員として定めることとしております。

2ページ下段から4ページ上段をご覧ください。第2条では、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について定めております。60歳に達した日以後、最初の4月1日以後に適用される給料は、減額され、降給となることから、新旧対照表の第1条において、降任、免職、休職に加えて降給を追加し、第2条第1項の職員の意に反する処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない規定に、降給を追加しています。

附則第2項において、定年の引上げに伴う降給は、職員の意に反する降給として規定しておりますが、第3項において、給与条例附則第6項の規定に基づく降給については、第2条第1項の規定を適用しないこととしています。

4ページをご覧ください。第3条では、多度津町職員の定年等に関する条例の一部改正について定めております。新旧対照表の第1条で定年による退職、定年による退職の特例等に加え、定年前再任用短時間勤務、管理監督職勤務上限年齢についても定めることとして、第3条では職員の定年を年齢65年と規定しています。

4ページ下段から6ページ上段をご覧ください。第4条の定年による退職の特例では、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、第1号の当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができない場合や第2号の当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができない場合、第3号の当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情がある場合等の事由があると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができると規定しています。

ただし、条例第9条第1項から第4項までの規定により、管理監督職上限年齢の60歳に達した日以後の最初の4月1日までの異動期間を延長して、定年退職日においても管理監督職を占めている職員については、引き続き勤務させることについて必要と認められるときに限り、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないこととしています。

6ページ中段から7ページをご覧ください。第2項から第4項では、第1項で追加されました定年退職日において管理監督職を占めている職員の内容について追加し、字句の訂正を行っています。

7ページ中段から9ページ中段をご覧ください。第6条では、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は、給与条例第17条第1項の管理職手当を支給されている職であることを規定しています。

第7条では、管理監督職勤務上限年齢を地方公務員法に基づき、60歳と規定しています。第8条では、管理監督職から他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準について規定しています。第1号では、該当職員の職務経験や職務遂行能力等に基づき、適正を有すると認められる職に降任等をする。第2号では、人事の計画等を考慮して、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をする。第3号では、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員を降任する場合には、第1号の基準に従った上で、やむを得ないと認められる場合を除き、同じ職制上の段階又は下位の職制上の段階に属する職に降任等をする。ことを規定しています。

9ページ下段から10ページをご覧ください。第9条第1項では、降任等をすべき管理監督職を占める職員について、特別の事由があるときは、1年を超えない期間内で異動期間を延長し、引き続き管理監督職を占めたまま勤務をさせることができることについて規定し、特別の事由として、第1号では、高度の知識、技能又は経験を必要とする職務であるため、降任等により生ずる欠員を容易に補充することが出来ない場合。第2号では、勤務環境その他の勤務条件に特殊性がある職務であるため、降任等による欠員を容易に補充することが出来ない場合。第3号では、業務の遂行上重大な障害となる特別の事情がある場合と、規定しています。

10ページ下段から13ページをご覧ください。第2項では、第1項の特別の事情が引き続きある場合には、さらに1年を超えない期間内で異動期間を延長することができることとし、再度の異動期間の延長は、3年を超えることができないことを規定しています。第3項では、管理監督職の属する職制上の標準職務遂行能力及び管理監督職についての適性を有すると認められる職員の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、他の職への降任等をすべき管理監督職の降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することが出来ない場合には、1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を他の管理監督職

に転任することができることを規定しています。第4項では、第1項若しくは第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができることを規定しています。

13ページ中段から14ページをご覧ください。第10条では、前条の規定により異動期間を延長する場合や他の管理監督職に転任や降任する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないことを規定しています。第11条では、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に異動期間延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をすることを規定しています。第12条では、異動期間の延長等により、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者を除き、年齢60年に達した日以後に退職した者を従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることを規定しています。第13条では、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定めることと規定しています。

14ページ下段から15ページをご覧ください。附則第3項は定年に関する経過措置として、定年年令を令和5年4月1日から令和7年3月31日までは、61歳、令和7年4月1日から令和9年3月31日までは、62歳、令和9年4月1日から令和11年3月31日までは、63歳、令和11年4月1日から令和13年3月31日までは、64歳とし、令和13年4月1日からは、65歳となることを規定しています。附則第4項は、改正前の条例第3条ただし書きに規定する医療業務に従事する医師、歯科医師の定年年齢65年は、段階的に引き上げるものではなく、定年年齢65年のままであることを規定しています。

15ページ下段から16ページをご覧ください。附則第5項は年齢60年に達する日の属する年度の前年度において当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとすることを規定しております。

16ページ下段から17ページをご覧ください。第4条では職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について定めております。新旧対照表の第3条の減給の規定のうち、その減ずる額が現に受ける給料の月額10分の1に相当する額を超えるときは、10分の1に相当する額を減ずるものとすることを規定しております。

17ページ下段から21ページをご覧ください。第5条では職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について規定しております。新旧対照表の第2条第3項の1週間の勤務時間の規定、第3条、第4条の週休日及び勤務時間の割振り、第12条の年次有給休暇、第15条の介護休暇の規定について、地方公務員法の改正により、再任用短時間勤務職員についての規定を定年前再任用短時間勤務職員の規定に改正となっております。

21ページ下段から24ページ上段をご覧ください。第6条では、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について規定しています。新旧対照表の第2条の育児休業をすることができない職員、第9条の育児短時間勤務をすることができない職員について、新たに多度津町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加し、第17条の部分休業をすることができない職員、第18条の部分休業の承認について、地方公務員法の改正により、再任用短時間勤務職員についての規定を定年前再任用短時間勤務職員の規定に改正となっております。

24ページ中段から25ページをご覧ください。第7条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について規定しております。

新旧対照表の第1条は、字句の訂正。第4条第11項では、改正前の再任用職員についての規定と改正前の第4条の2の再任用短時間勤務職員の規定を併せて定年前再任用短時間勤務職員の規定に改正しております。改正前の第4条の2第2項の規定を改正後の第4条第12項に改正しています。

26ページから27ページをご覧ください。第10条第2項では、字句の訂正と、第2号で短時間勤務職員の規定を定年前再任用短時間勤務職員の規定に変更しています。第5項では、通勤手当の支給単位期間が、6箇月から1年に変更となっています。第12条第2項では、時間外勤務手当について、改正前の短時間勤務職員についての規定を定年前再任用短時間勤務職員の規定に改正しております。

28ページから29ページをご覧ください。第18条第2項では、これまでの再任用職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員の規定に改正して、第4条第5項から第10項までの昇給に関する規定を適用除外することとして追加しています。第19条第3項の期末手当、第20条第2項第1号及び第2号の勤勉手当についても、これまでの再任用職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員の規定に改正しております。第22条では短時間勤務職員についての規定を削除しています。

29ページ下段から31ページをご覧ください。附則第6項では当分の間、職員の給料月額、60歳に達した最初の4月1日以後、当該職員の受ける職務の級の号給に応じた給料表の給料月額の7割の額とすることを規定しています。

附則第7項では、第1号で臨時的に任用される職員、任期を定めて任用される職員及び非常勤職員、第2号で改正前の多度津町職員の定年等に関する条例第3条ただし書きに規定する医師及び歯科医師、第3号で多度津町職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により引き続き、管理監督職を占める職員、第4号で多度津町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き、勤務している職員については第6項の規定は、適用しないことを規定しています。

31ページ中段から33ページをご覧ください。第8項では管理監督職上限年齢により降任等された職員で、引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、60歳に達した最初の4月1日以後、附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額が降任等の異動日の前

日に当該職員が受けていた給料月額7割に達しないこととなる職員には、当分の間、附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と当該職員が受けていた給料月額7割の額との差額に相当する額を給料として支給することを規定しています。第9項では、第8項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が、当該職員の属する給料表の職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とすることを規定しています。第10項では、管理監督職上限年齢により降任された職員を除き、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員であって、第6項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給することを規定しています。第11項では附則第8項又は前項の規定に該当する職員以外の附則第6項の規定の適用を受ける職員で、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給することを規定しています。第12項では、附則第8項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第19条第5項の期末手当、第20条第4項の勤勉手当の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第8項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額」とすることを規定しています。第13項では、附則第6項から前項までに定めるもののほか、附則第6項の規定による給料月額、附則第8項の規定による給料その他附則第6項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

34ページをご覧ください。別表第1の給料表において、職員区分の欄の「再任用職員以外の職員」、「再任用職員」が「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」、「定年前再任用短時間勤務職員」に改正されています。

35ページをご覧ください。第8条として、一般職の職員の再任用に関する条例を廃止することとしています。

附則と致しまして、第1条では、施行期日を令和5年4月1日として、附則第9条の規定については、公布の日から施行することとしています。

第2条では多度津町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置として、施行日前に改正前の多度津町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務延長することとされた職員について、改正後の多度津町職員の定年等に関する条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができること、当該期限は、旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができ

ないことを規定しています。

35ページ下段から38ページ上段をご覧ください。第2項では、施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日の基準日から、基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年が、基準日の前日における新定年条例定年を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定等により、勤務延長している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員を昇任し、降任し、又は転任することができないことを規定しています。第3項では、新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用することとしています。

第3条では多度津町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置として、第1号から第4号に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることを規定しています。

第2項では令和14年3月31日までの間、第1号から第5号に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることを規定しています。

38ページ上段から39ページ中段をご覧ください。第3項では、前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならないことを規定しています。

第4項では、第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができることを規定しています。

第5項では暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならないことを規定しています。

第4条では、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることを規定しています。

第2項では令和14年3月31日までの間、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年に達

する日以後における最初の3月31日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることを規定しています。

第3項では、前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用することとしています。

39ページ中段から40ページをご覧ください。第5条第1項では、令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職として、第1号の施行日以後に新たに設置された職、第2号の施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職を規定しています。

第2項では、令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とすることとしています。

第6条第1項では、令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職を第1号の施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職と、第2号の施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職と規定しています。

第2項では、令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が常時勤務を要する職で、その職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とすることを規定しています。

第7条では、令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は第1号から第2号に掲げる職のうち、当該職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とすることを規定しています。

第2項では、令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とするとしてしています。

第3項では、令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とすることと規定しています。

40ページ下段から42ページ上段をご覧ください。第8条では、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置として、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日の基準日から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例

定年相当年齢が基準日の前日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任することができないことを規定しています。

第9条では、令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、60年と規定しています。

第10条では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなすこととしています。

42ページ上段から43ページをご覧ください。第11条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置として、第7条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例附則第6項から第13項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務延長している職員には適用しないことを規定しています。

第12条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置として、令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された暫定再任用職員の給料月額、新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とすることを規定しています。

第2項では、令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とすることを規定しています。

第3項では、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項の通勤手当及び第12条第2項の時間外勤務手当の規定を適用することを規定しています。

第4項では、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第2項の昇給に関する規定を適用除外すること、第19条第3項の期末手当及び第20条第2項第2号勤勉手当の規定を適用することを規定しています。

第5号では、前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、多度津町個人情報保護法施行条例、議案第2号、多度津町個人情報保護審議会条例、議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法

律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第4号、多度津町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。教育課長、竹田 君。

教育課長（竹田 光芳）

議案第4号、多度津町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について提案説明を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、文化財保護法第143条第1項の規定に基づき、本町が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制、その他その保存のために必要な措置を定めることにより、本町の誇りある歴史、文化及び景観等を生かした地域振興を図るとともに本町の文化的向上に資することを目的として、伝統的建造物群保存地区の保存及び活用のための条例を制定しようとするものです。

規約につきましては、資料の1ページからをご覧ください。第1条において、目的について定めており、先程、申し上げました目的を記載しております。

第2条では、用語の定義について定めており、第1項では「伝統的建造物群」について、第2項では「伝統的建造物群保存地区」について記載しております。

第3条では、保存活用計画について定めており、保存地区に係る都市計画の決定があったときは、当該保存地区の保存及び活用に関する計画を定めなければならないとし、第2項では、保存活用計画に定めなければならない事項について記載しております。

第4条では、現状変更行為の規制について定めており、第1項において町長及び教育委員会の許可を受けなければならない行為について、第2項においては第1項において許可の必要な行為であるが許可を受ける必要のない行為について記載しております。

第5条では、許可の基準について定めており、前条第1項において定めた現状変更行為において、許可を必要としない場合の基準について記載しております。

第6条では、国の機関等に関する特例について定めており、国、地方公共団体及びそれとみなされた法人が、許可を受ける必要のある現状変更行為を行う場合には、その必要がないことなどを記載しております。

第7条では、適用除外について定めており、保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして、現状変更行為の許可、協議の必要のない行為について記載しております。

第8条では、助言等について定めており、保存地区の保存のための助言等について記載

しております。

第9条では、許可の取消し等について定めており、許可した現状変更行為について、許可の取り消しや工事等を停止等することを命ずることが出来る対応について記載しております。

第10条では、損失の補償について、第11条では、経費の補助について定めており、保存地区内の建築物及び環境物件の管理、修理、修景等について、その所有者に対し予算の範囲内で経費の一部を補助することが出来るとしております。

第12条では、審議会の設置等について定めており、審議会は教育委員会に置き、町長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議することや委員の定数、委員の構成、任期等を記載しております。

第13条では、罰則について定めており、規定に基づく現状変更行為について許可を得なかったり、命令に違反した者についての罰則について記載しております。

第14条では、両罰規定について、第15条では、委任について定めており、この条例の施行に関し必要な事項は、町長及び教育委員会が別に定めるとしております。なお 附則と致しまして、この条例は伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示があった日から施行するとし、ただし、第12条の審議会の設置等に関する規定については、公布の日から施行しようとするものです。

また併せまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を次の表の改正後の欄に掲げる規定の下線又は太枠で示しているように改正しようとするもので、第1条の目的に「37」として、伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を加え、別表第1に同委員の報酬額、日額5,000円を加えようとするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第4号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第5号、多度津町空き家等適正管理条例の全部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第5号、多度津町空き家等適正管理条例の全部改正についての提案説明を申し上げます。

本条例は、近年、空家等が増加し、防災・衛生・景観など地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、空家等が管理不全な状態になることの防止を図るため、国の法律であります「空家等対策の推進に関する特別措置法」を踏まえ改正前の条例に「適正管理の促進」や「緊急安全措置」等に関する規定を追加し、併せて条文の全面的な見

直し整備を行うため、本条例の全部改正をしようとするものでございます。

改正につきましては、条例名について、これまで「空き家」には『ひらがなの「き」』が入る表記をしておりましたものを、国の法律の表記に合わせて「ひらがな」を抜いた漢字のみの表記を採用し、「多度津町空き家等適正管理条例」に改めるものです。

各条文につきましては、第 1 条は「目的」を、第 2 条は「用語の定義」を、第 3 条は「空き家等の所有者等の責務」を、第 4 条は空き家等に関する必要な措置についての「町の責務」を、第 5 条は町民等からの「情報提供」を、第 6 条は空き家の必要な情報を把握する「実態調査」を、第 7 条は助言、支援による「適正管理の促進」を、第 8 条は危険の予防、拡大を防ぐ「緊急安全措置」を、第 9 条は「関係機関等との連携」を、第 10 条は詳細についての規則への「委任」を、それぞれ規定するものでございます。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年度から適用しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、議案第 5 号、多度津町空き家等適正管理条例の全部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8. 議案第 6 号、多度津町行政組織条例の一部改正についてを議題と致します。
タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。政策観光課長、土井 君。

政策観光課長（土井 真誠）

議案第 6 号、多度津町行政組織条例の一部改正についての提案説明をさせていただきます。
今回の改正は、行政組織・機構の一部見直しを令和 5 年 4 月 1 日より実施しようとするため、条例の一部改正を行おうとするものでございます。

条例の改正点につきましては、別表（第 2 条関係）中の政策観光課の事務分掌の「（4）駅周辺及び新庁舎整備に関する事項」を削除しようとするものでございます。

2 ページをご覧ください。附則と致しまして、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 6 号、多度津町行政組織条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 9. 議案第 7 号、多度津町手数料条例の一部改正について、議案第 8 号、多度津町墓地設置条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。住民環境課長、石井 君。

住民環境課長（石井 克典）

それでは、議案第 7 号及び議案第 8 号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第 7 号、多度津町手数料条例の一部改正について提案説明を申し上げます。
船員法に基づく船員の雇入契約に伴う手数料につきましては、平成 16 年度までは 1 件 430 円の手数料を徴収しておりましたが、平成 16 年に「海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律」の成立により船員法等が改正され、これまで船員の雇入契約の成立等の申請が公認制から届出制となり、船員法関係手数料令及び政令から地方公共団体の雇入契約に伴う手数料が削除されました。

このことにより平成 17 年度から手数料を徴収しておりませんでした。本町の手数料条例で定めることにより手数料を徴収できることが判明致しました。

また、本町窓口にて船員法に基づく届出者の利用港について 1 年間にわたり調査したところ、大半が近隣市の港湾利用者であるという調査結果であったことを鑑み、今回の改正は町内に事務所を有する場合については、これまでどおり無料とし、それ以外の場合については、無料化前の金額にて手数料を徴収しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

1 ページの新旧対照表をご覧ください。アンダーラインを引いた所が改正箇所でございます。

別表（第 2 条関係）のうち、手数料を徴収する事項の「4 船員法に係るもの」に法律番号である（昭和 22 年法律第 100 号）の追加と（1）雇入契約の成立等の届出の受理（ただし、町内に事務所を有する場合を除く。）とし、その手数料の金額を「1 件につき 430 円」を追加し、以下の号番号を繰り下げるものでございます。

なお、附則において施行日は、令和 5 年 7 月 1 日と規定しております。

続きまして、議案第 8 号、多度津町墓地設置条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

葛原地区で実施された地籍調査に伴い、町営葛原墓地及び葛原南墓地の地番が変更になったこと、また、他の町営墓地についても精査したところ、墓地の地番等が現況と異なっていたことから併せて本条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

1 ページの新旧対照表をご覧ください。アンダーラインを引いた所が改正箇所でございます。

第 2 条のうち、多度津町本台墓地の位置を「多度津町本通 3 丁目甲 744 の 1、甲 744 の 2、甲 744 の 3、甲 745 の 1、甲 745 の 2、甲 746 の 1、甲 746 の 2、甲 746 の 3、甲 729、甲 747 の 1」から「多度津町本通三丁目甲 728 番 6、甲 729 番、甲 730 番 3、甲 744 番 1、甲 744 番 2、甲 744 番 3、甲 745 番 1、甲 745 番 2、甲 745 番 3、甲 746 番 1、甲 746 番 2、甲 746 番 3、甲 747 番 1、甲 747 番 2」に、また、多度津町六地藏墓地の位置を「多

度津町本通 3 丁目甲 918 の 1」から「多度津町本通三丁目甲 918 番 1」に。

2 ページをご覧ください。多度津町葛原墓地の位置を「多度津町大字葛原字本村 1416、1391」から「多度津町大字葛原字本村 1391 番 1」に、また、多度津町葛原南墓地の位置を「多度津町大字葛原字本村 1386 の 7」から「多度津町大字葛原字本村 1386 番 1、1389 番 1」に改め、第 6 条のうち、多度津町墓地使用規則の規則番号を（昭和 30 年多度津町規則第 11 号）から（平成 8 年多度津町規則第 1 号）に修正するものでございます。

なお、附則において施行日は、公布の日と規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第 7 号、多度津町手数料条例の一部改正について、議案第 8 号、多度津町墓地設置条例の一部改正についてを一括して提案説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第9号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第 9 号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

現在、出産育児一時金については 40 万 8,000 円となっておりますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 23 号）が公布されたことに伴う所要の改正と併せて字句の修正等をするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明致します。

1 ページの表右、改正前の子出産育児一時金、第 6 条第 1 項の下線部分「40 万 8,000 円」を表左、改正後の第 6 条第 1 項の下線部分「48 万 8,000 円」に改め、第 6 条第 2 項におきましては、字句等の修正を行うものでございます。

次に、2 ページをお開き下さい。第 7 条第 1 項の次に「2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。」の 1 項を加えようとするものです。

なお、附則として、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行し、第 6 条第 2 項の改正規定及び第 7 条に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行するものとする。また、この条例の施行の前日に出産した被保険者に係る多度津町国民健康保険条例第 6 条の規定に

よる出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第9号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についての提案説明をさせていただきました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第10号、多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。健康福祉課長、富木田 君。

健康福祉課長（富木田 笑子）

議案第10号、多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は、医療費の助成対象年齢を18歳まで拡大することにより、乳幼児等が心身ともに健やかに育成されるよう努めるとともに児童福祉の増進に寄与するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。アンダーラインの箇所が、今回改正しようとする部分でございます。第2条第1項中、「満15歳」を「満18歳」に改めるものでございます。

附則と致しまして、第1項でこの条例は、令和5年4月1日より施行することを定めております。

2ページをご覧ください。第2項で経過措置と致しまして、この条例による改正後の多度津町乳幼児等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものとするものでございます。

関係条例の整備と致しまして、第3項で「多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例」の一部改正として、同条例第3条第2項第2号中、「満15歳」を「満18歳」に改正するものでございます。

3ページをご覧ください。関係条例の整備と致しまして、第4項で「多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例」の一部改正として、同条例第3条第2項第2号中、「満15歳」を「満18歳」に改正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第10号の提案説明をさせていただきました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩して昼食に入ります。

再開を1時に致します。

よろしくお願い致します。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時0分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第12.議案第11号、令和4年度多度津町一般会計補正予算（第6号）を議題と致します。タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長 泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは、議案第11号、令和4年度多度津町一般会計補正予算（第6号）について提案説明を申し上げます。

1 ページをお開き下さい。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額107億3,870万円から、歳入歳出それぞれ2億3,670万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億200万円とするものでございます。第2条は、繰越明許費で、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する経費を定めるものでございます。

6 ページをお開き下さい。「第2表 繰越明許費」に記載してありますように、款2. 総務費、項1. 総務管理費、旧佐柳島体験センター西側斜面落石防護柵修繕事業3,000万円、合田邸主屋棟シロアリ被害部分補強事業505万円、新庁舎建設に伴う倉庫棟建設事業800万円、款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、出産・子育て応援給付金支給事業1,000万円、款6. 農林水産業費、項1. 農業費、多度津町土地改良区単独県費補助金990万円、県営地域ため池総合整備事業負担金636万円、項3. 水産業費、白方漁港第4防波堤照明設備修繕事業104万5千円、款8. 土木費、項2. 道路橋梁費、町道庄・土井畑線道路改良事業4,119万5千円、県営道路橋梁整備負担金1,453万円、項3. 河川費、県営桃山急傾斜崩壊対策事業負担金250万円、項4. 港湾費、高見港浦地区船揚場整備事業1億1,260万円、項6. 都市計画費、都市構造再編集中支援事業3億2,553万5千円、款9. 消防費、項1. 消防費、水道法第24条に基づく消火栓負担金75万円、消防水利維持管理事業137万5千円、款10. 教育費、項5. 社会教育費、町立資料館南西土蔵保全事業198万円について、それぞれ翌年度へ繰越を行うものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正で、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

7 ページをお開き下さい。「第3表 債務負担行為の補正」に記載してありますように、上限額につきまして、多度津町放課後児童クラブ指定管理料を1億5,440万円に、多度

津町公民館指定管理料を 7,120 万円に、多度津町立明徳会図書館指定管理料を 4,140 万円に、多度津町立資料館指定管理料を 3,310 万円に、多度津町総合スポーツセンター指定管理料を 4,620 万円に、多度津町立水泳プール指定管理料を 1 億 640 万円にそれぞれ変更するものです。

第 4 条は、地方債の補正です。8 ページをお開き下さい。「第 4 表 地方債の補正」に記載してありますように、河川整備事業を 3,170 万円に、港湾整備事業を 7,210 万円に、公営住宅建設事業を 3,150 万円に、公園整備事業を 210 万円に、教育施設整備事業を 370 万円に、社会教育施設整備事業を 860 万円に、農業施設整備事業を 1,710 万円に、総務事業を 3,890 万円に、それぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち歳出における減額補正の主なものは、総務費、衛生費、教育費などとなっております。

歳入における増額補正は、地方特例交付金、地方交付税、繰越金、減額補正の主なものは、国庫支出金、寄附金、繰入金などとなっております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明を申し上げます。

42 ページをお開き下さい。款 1. 議会費は 115 万 8 千円の減額補正により 1 億 997 万 3 千円に改めるもので、項 1. 議会費、目 1. 議会費の減額でございます。

44 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 8,072 万 3 千円の減額補正により 15 億 4,661 万 9 千円に改めるものでございます。項 1. 総務管理費は 7,859 万 4 千円の減額で、内訳としては、目 1. 一般管理費 2,156 万 4 千円。

46 ページをお開き下さい。目 2. 文書広報費 70 万円、目 4. 会計管理費 6 万円、目 5. 財産管理費 48 万 9 千円、目 6. 企画費 5,391 万 2 千円、目 9. 地方振興費 110 万 1 千円。

48 ページをお開き下さい。目 10. 交通安全対策費 76 万 8 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 2. 徴税費は 203 万 5 千円の減額で、内訳としては目 1. 税務総務費 199 万 2 千円、目 2. 賦課徴収費 4 万 3 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 3. 戸籍住民基本台帳費は 7 千円、目 1. 戸籍住民基本台帳費の増額でございます。項 5. 統計調査費は 2 万円、目 1. 統計調査総務費の減額でございます。項 6. 監査委員費は 8 万 1 千円、目 1. 監査委員費の減額でございます。

50 ページをお開き下さい。款 3. 民生費は 228 万 5 千円の減額補正により 34 億 6,142 万 6 千円に改めるものでございます。項 1. 社会福祉費は 1,993 万 3 千円の増額で、内訳としては目 1. 社会福祉総務費 605 万 1 千円、目 2. 国民年金費 56 万 5 千円、目 3. 老人福祉費 258 万 5 千円。

52 ページをお開き下さい。目 6. 社会福祉施設事業費 3 万 5 千円をそれぞれ減額、目 7. 障害者福祉費 2,916 万 9 千円を増額するものでございます。項 2. 児童福祉費は 2,221 万 8 千円の減額で、内訳としては目 1. 児童福祉費 1,330 万 1 千円。

54 ページをお開き下さい。目 2. 児童保育費 358 万 4 千円をそれぞれ減額、目 3. 母子福祉費 106 万 7 千円を増額、目 5. 乳幼児福祉費 640 万円を減額するものでございます。

56 ページをお開き下さい。款 4. 衛生費は 8,147 万 4 千円の減額補正により 8 億 3,422 万 1 千円に改めるものでございます。項 1. 保健衛生費は 7,831 万 3 千円の減額で、内訳としては、目 1. 保健衛生総務費 362 万 8 千円、目 2. 予防費 7,227 万 2 千円、目 3. 環境衛生費 7 万 1 千円、目 4. 火葬場費 8 万 7 千円、目 5. 環境保全費 225 万 5 千円をそれぞれ減額するものでございます。

58 ページをお開き下さい。項 2. 清掃費は 316 万 1 千円の減額で、内訳としては、目 1. 清掃総務費 28 万 8 千円、目 2. し尿処理費 33 万 4 千円、目 3. じん芥処理費 253 万 9 千円をそれぞれ減額するものでございます。

62 ページをお開き下さい。款 5. 労働費は 7 万 7 千円の減額補正により 913 万 3 千円に改めるもので、項 1. 労働諸費、目 1. 労働諸費の減額でございます。

64 ページをお開き下さい。款 6. 農林水産業費は 764 万円の減額補正により 2 億 8,034 万 2 千円に改めるもので、項 1. 農業費の減額でございます。内訳としては、目 1. 農業委員会費 391 万円、目 2. 農業総務費 115 万 1 千円、目 3. 農業振興費 135 万 6 千円、目 4. 農地費 92 万 6 千円、目 5. 地籍調査費 29 万 7 千円をそれぞれ減額するものでございます。

68 ページをお開き下さい。款 7. 商工費は 112 万円の減額補正により 2 億 1,098 万 6 千円に改めるもので、項 1. 商工費の減額でございます。内訳としては、目 1. 商工総務費 29 万 5 千円を増額、目 3. 観光費、141 万 5 千円を減額するものでございます。

70 ページをお開き下さい。款 8. 土木費は 611 万 8 千円の減額補正により 15 億 756 万 2 千円に改めるものでございます。項 1. 土木管理費は 2,814 万 2 千円、目 1. 土木総務費の減額でございます。項 2. 道路橋梁費は 150 万円、目 4. 交通安全施設整備費の増額でございます。項 3. 河川費は 187 万円の減額で、内訳としては、目 1. 河川総務費 181 万円、目 3. 施設管理費 6 万円をそれぞれ減額するものでございます。項 4. 港湾費は 3,998 万円の増額で、内訳としては、目 1. 港湾管理費 2 万円を減額、目 2. 港湾建設費 4,000 万円を増額するものでございます。

72 ページをお開き下さい。項 5. 住宅費は 667 万 3 千円、目 1. 住宅管理費の減額でございます。項 6. 都市計画費は 1,091 万 3 千円の減額で、内訳としては、目 1. 都市計画管理費 1,084 万 5 千円、目 6. 都市構造再編集中支援事業費 6 万 8 千円をそれぞれ減額するものでございます。

74 ページをお開き下さい。款 9. 消防費は 1,376 万 3 千円の減額補正により 3 億 4,482 万 4 千円に改めるもので、項 1. 消防費の減額でございます。内訳としては、目 1. 常備消防費 516 万 3 千円。

76 ページをお開き下さい。目 2. 非常備消防費 499 万 3 千円、目 3. 消防施設費 224 万 1 千円、目 4. 防災費 133 万 5 千円。

78 ページをお開き下さい。目 5. 水難救済会費 3 万 1 千円をそれぞれ減額するものでございます。

80 ページをお開き下さい。款 10. 教育費は 4,203 万 4 千円の減額補正により 11 億 2,018 万 4 千円に改めるものでございます。項 1. 教育総務費は 346 万 6 千円の減額で、内訳としては、目 1. 教育委員会費 13 万 5 千円、目 2. 事務局費 333 万 1 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 2. 小学校費は 683 万 7 千円の減額で、内訳としては、目 1. 学校管理費 433 万 7 千円、目 2. 教育振興費 150 万円、目 3. 学校建設費 100 万円をそれぞれ減額するものでございます。

82 ページをお開き下さい。項 3. 中学校費は 600 万 3 千円の減額で、内訳としては、目 1. 学校管理費 124 万 8 千円、目 2. 教育振興費 475 万 5 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 4. 幼稚園費は 1,463 万 7 千円、目 1. 幼稚園費の減額でございます。項 5. 社会教育費は 332 万 1 千円の減額で、内訳としては、目 1. 社会教育総務費 180 万 6 千円、目 2. 公民館費 151 万 5 千円をそれぞれ減額するものでございます。

84 ページをお開き下さい。項 6. 保健体育費は 777 万円の減額で、内訳としては、目 2. 学校給食費 642 万円、目 3. 体育施設費 135 万円をそれぞれ減額するものでございます。

86 ページをお開き下さい。款 12. 公債費は 30 万 8 千円の減額補正により 10 億 4,672 万 7 千円に改めるもので、項 1. 公債費の減額でございます。内訳としては、目 1. 長期償還元金 330 万円を増額、目 2. 利子 360 万 8 千円を減額するものでございます。

続いて、歳入について説明を申し上げます。

14 ページにお戻り下さい。款 2. 地方譲与税は 10 万円の減額補正により 5,796 万 3 千円に改めるもので、項 4. 特別とん譲与税、目 1. 特別とん譲与税の減額でございます。

16 ページをお開き下さい。款 3. 利子割交付金は 120 万円の減額補正により 180 万円に改めるもので、項 1. 利子割交付金、目 1. 利子割交付金の減額でございます。

18 ページをお開き下さい。款 8. 環境性能割交付金は 150 万円の減額補正により 550 万円に改めるもので、項 1. 環境性能割交付金、目 1. 環境性能割交付金の減額でございます。

20 ページをお開き下さい。款 9. 地方特例交付金は 59 万 4 千円の増額補正により 2,258 万 4 千円に改めるもので、項 2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、目 1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増額でございます。

22 ページをお開き下さい。款 10. 地方交付税は 6,189 万 5 千円の増額補正により 22 億 2,082 万 9 千円に改めるもので、項 1. 地方交付税、目 1. 地方交付税の増額でございます。

24 ページをお開き下さい。款 12. 分担金及び負担金は 1,039 万 7 千円の減額補正により 3,920 万 4 千円に改めるものでございます。項 1. 分担金は 7 万 8 千円、目 1. 農林水産業費分担金の減額でございます。項 2. 負担金は 1,031 万 9 千円、目 2. 民生費負担金の減額でございます。

26 ページをお開き下さい。款 13. 使用料及び手数料は 46 万 3 千円の減額補正により 1 億 3,735 万 2 千円に改めるもので、項 2. 手数料の減額でございます。内訳としては、目 2. 衛生費手数料 36 万 3 千円、目 3. 消防費手数料 10 万円をそれぞれ減額するものでございます。

28 ページをお開き下さい。款 14. 国庫支出金は 5,987 万 4 千円の減額補正により 17 億 8,499 万 5 千円に改めるものでございます。項 1. 国庫負担金は 4,728 万 3 千円の減額で、内訳としては、目 1. 民生費国庫負担金 2,359 万 2 千円、目 2. 衛生費国庫負担金 2,269 万 4 千円、目 3. 教育費国庫負担金 99 万 7 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 2. 国庫補助金は 1,259 万 1 千円の減額で、内訳としては、目 1. 総務費国庫補助金 189 万 5 千円を増額、目 3. 民生費国庫補助金 468 万 2 千円を減額、目 4. 土木費国庫補助金 921 万円を増額、目 7. 衛生費国庫補助金 1,901 万 4 千円を減額するものでございます。

30 ページをお開き下さい。款 15. 県支出金は 1,005 万 5 千円の減額補正により 7 億 2,739 万 4 千円に改めるものでございます。項 1. 県負担金は 819 万 2 千円の減額で、内訳としては、目 1. 民生費県負担金 714 万 9 千円、目 2. 衛生費県負担金 19 万 1 千円、目 4. 教育費県負担金 85 万 2 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 2. 県補助金は 186 万 3 千円の減額で、内訳としては、目 2. 民生費県補助金 16 万 6 千円、目 3. 衛生費県補助金 21 万 7 千円、目 4. 農林水産業費県補助金 405 万 7 千円をそれぞれ減額、目 6. 土木費県補助金 248 万 5 千円、目 7. 消防費県補助金 54 万円をそれぞれ増額、目 8. 教育費県補助金 44 万 8 千円を減額するものでございます。

32 ページをお開き下さい。款 17. 寄附金は 5,991 万 8 千円の減額補正により 2 億 4,419 万 3 千円に改めるもので、項 1. 寄附金、目 1. 寄附金の減額でございます。

34 ページをお開き下さい。款 18. 繰入金は 2 億 3,506 万 9 千円の減額補正により 4 億 4,224 万円に改めるものでございます。項 1. 繰入金は 735 万 1 千円、目 1. 繰入金の増額でございます。項 2. 基金繰入金は 2 億 4,242 万円の減額で、内訳としては、目 2. 財政調整基金繰入金 2 億 4,051 万 6 千円、目 8. 奨学基金繰入金 190 万 4 千円をそれぞれ減額するものでございます。

36 ページをお開き下さい。款 19. 繰越金は 9,763 万 3 千円の増額補正により 2 億 8,517 万 7 千円に改めるもので、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金の増額でございます。

38 ページをお開き下さい。款 20. 諸収入は 1,484 万 6 千円の減額補正により 3 億 2,473 万 8 千円に改めるもので、項 4. 雑入、目 4. 雑入の減額でございます。

40 ページをお開き下さい。款 21. 町債は 340 万円の減額補正により 6 億 8,298 万 2 千円に改めるもので、項 1. 町債の減額でございます。内訳としては、目 3. 土木債 200 万円を増額、目 5. 教育債 300 万円、目 6. 農林水産業債 40 万円、目 8. 総務債 200 万円をそれぞれ減額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 107 億 3,870 万円から 2 億 3,670 万円を減額し、

105 億 200 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 13. 議案第 12 号、令和 4 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）、議案第 13 号、令和 4 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 3 号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第 12 号及び議案第 13 号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第 12 号、令和 4 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）についてでございます。

国 1 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 27 億 450 万円に歳入歳出それぞれ 1 億 7,450 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 7,900 万円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

国 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 70 万 7 千円減額し、4,358 万 9 千円とするものです。項 1. 総務管理費は人件費と印刷製本費の減額により、目 1. 一般管理費を 75 万 7 千円減額、項 2. 徴税費は手数料の増額により、目 1. 徴税費を 5 万円増額するものです。款 2. 保険給付費は 7,060 万円増額し、20 億 250 万 8 千円とするものです。項 1. 一般被保険者療養諸費を 6,000 万円、項 4. 一般被保険者高額療養費を 1,000 万円、項 7. 葬祭諸費を 30 万円、項 10. 傷病手当金を 30 万円それぞれ増額するものです。款 7. 基金積立金は 9,562 万 9 千円増額し、9,563 万円とするものです。被保険者数の減少による国保税収の不足に備えるものです。款 9. 諸支出金は 897 万 8 千円増額し、3,145 万 2 千円とするものです。項 1. 償還金及び還付加算金は、令和 3 年度の災害臨時特例補助金の精算返還金として目 3. 償還金を 12 万 6 千円増額するものです。項 2. 繰出金は、国 14 ページをお開き下さい。直営診療所の診療収入の減少等により目 1. 直営診療所会計繰出金 150 万円増額、令和 3 年度の一般会計繰入金の精算返還金として目 2. 一般会計繰出金を 735 万 2 千円増額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。国 10 ページをお開き下さい。款 1. 国民健康保険税は 88 万 3 千円減額し、4 億 151 万 6 千円とするものです。制度改正による未就学児の保険税均等割の減額により、88 万 3 千円を減額するものです。款 4. 県支出金は 7,735 万 2 千円増額し、20 億 6,057 万 7 千円とするものです。歳出の保険給付費の増額と国保標準システムの改修費に対する交付に伴い、項 1. 県負担金、目 1. 保険給付費

等交付金を 7,735 万 2 千円増額するものです。款 6. 繰入金は 8,039 万 6 千円減額し、2 億 2,924 万 5 千円とするものです。項 1. 他会計繰入金のうち、目 1. 一般会計繰入金は、未就学児の保険税均等割の減額に対する繰入金 88 万 3 千円と直診会計繰出金に対する繰入金 150 万円の合わせて 238 万 3 千円増額するものです。目 2. 職員給与費等繰入金は、人件費等の減額、手数料の増額により 70 万 7 千円減額するものです。項 2. 基金繰入金は、不要となった 8,207 万 2 千円を減額するものです。款 7. 繰越金は 1 億 7,842 万 7 千円増額し、1 億 7,983 万 5 千円とするものです。前年度繰越金のうち、予算化していなかったものを予算化するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 1 億 7,450 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 7,900 万円とするものです。

次に議案第 13 号、令和 4 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 3 号）についてでございます。

直 1 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 3,650 万円に、歳入歳出それぞれ 30 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,680 万円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

直 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 30 万円増額し、3,154 万 9 千円とするものです。人件費 1 万 4 千円の増額、使用料及び賃借料 28 万 6 千円の増額により、項 1. 施設管理費、目 1. 一般管理費を 30 万円増額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。

直 10 ページをお開き下さい。款 1. 診療収入は 120 万円減額し、964 万 8 千円とするものです。受診者数の減少により診療収入を減額するものです。款 3. 繰入金は 150 万円増額し、1,946 万 4 千円とするものです。歳出の総務費 30 万円の増額、歳入の診療収入 120 万円の減額により、項 1. 他会計繰入金、目 1. 国保会計繰入金を 150 万円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 30 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,680 万円とするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 12 号、令和 4 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）及び議案第 13 号、令和 4 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 3 号）を一括して提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 14. 議案第 14 号、令和 4 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 3 号）を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第 14 号、令和 4 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 3 号）について提案説明を申し上げます。

下 1 ページをご覧ください。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 10 億 2,500 万円から歳入歳出それぞれ 3,440 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 9,060 万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は総務費の減額補正、下水道費の増額補正でございます。一方、歳入は使用料及び手数料、繰入金、町債の減額補正でございます。

次に、第 2 条、繰越明許費につきましては、下 4 ページをお開き下さい。第 2 表、繰越明許費につきましては、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、款 2. 下水道費の 6,196 万 1 千円を翌年度へ繰越すものでございます。

次に、第 3 条、地方債の補正につきましては、下 5 ページをお開き下さい。第 3 表、地方債の補正につきましては、限度額を 2 億 5,500 万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下 14 ページをお開き下さい。歳出と致しましては、款 1. 総務費を 3,653 万 6 千円減額補正し、1 億 9,075 万 5 千円に改めるもので、これは、項 1. 総務管理費の旅費等の減額、項 2. 業務管理費の主に中讃流域下水道維持管理負担金及び公課費等の減額によるものでございます。款 2. 下水道費を 213 万 6 千円増額補正し、1 億 7,481 万 5 千円に改めるもので、これは項 1. 下水道費の主に中讃流域下水道建設負担金等の増額によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして説明を申し上げます。

下 12 ページをお開き下さい。款 2. 使用料及び手数料を 1,200 万円減額補正し、2 億 2,600 万 2 千円に改めるもので、これは項 1. 使用料の減額によるものでございます。款 5. 繰入金を 2,230 万円減額補正し、4 億 2,168 万 4 千円に改めるもので、これは項 1. 他会計繰入金の減額によるものでございます。款 8. 町債を 10 万円減額補正し、2 億 5,500 万円に改めるもので、これは項 1. 町債の減額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額 10 億 2,500 万円から 3,440 万円を減額し、9 億 9,060 万円に改めるものでございます

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 14 号、令和 4 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 3 号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 15. 議案第 15 号、令和 4 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第

3 号)、議案第 16 号、令和 4 年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算(第 1 号)を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

議案第 15 号及び議案第 16 号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第 15 号、令和 4 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第 3 号)についてでございます。

介 1 ページをお開き下さい。今回の補正は、第 1 条において既定の歳入歳出予算の総額 25 億 9,790 万円に歳入歳出それぞれ 130 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 25 億 9,660 万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における減額補正の主なものは、総務費と地域支援事業費でございます。

一方、歳入における減額補正の主なものは、交付金等の決定、歳出の減額に伴う繰入金でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。

介 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 90 万 9 千円の減額補正により 6,536 万 6 千円に改めようとするものでございます。項 1. 総務管理費は人件費等の減額により、目 1. 一般管理費を 17 万 4 千円減額するものです。項 3. 介護認定審査会費は人件費の減額により、目 2. 認定調査費を 43 万 5 千円減額するものです。項 4. 趣旨普及費は消耗品費の減額により、目 1. 趣旨普及費を 30 万円減額するものです。

介 22 ページをお開き下さい。款 5. 地域支援事業費は 59 万 1 千円の減額補正により、1 億 4,142 万 6 千円に改めようとするものでございます。人件費及び扶助費の減額によるもので、項 2. 包括的支援事業・任意事業費。

介 24 ページをお開き下さい。目 1. 包括的支援事業・任意事業費を 59 万 1 千円減額するものです。款 8. 諸支出金は 20 万円の増額補正により 4,328 万 7 千円に改めようとするものでございます。過年度精算の返還によるもので、項 1. 償還金及び還付加算金、目 2. 償還金を 20 万円増額するものです。

次に歳入について、ご説明致します。

介 10 ページをお開き下さい。款 3. 国庫支出金は 1,720 万 9 千円の増額補正により 5 億 8,408 万 4 千円に改めようとするもので、交付金等の決定に伴うものでございます。項 1. 国庫負担金、目 1. 介護給付費負担金は、負担金決定に伴い 1,213 万 9 千円増額するものです。項 2. 国庫補助金は交付金の決定と地域支援事業費の人件費に伴うもので、内訳と致しまして目 1. 調整交付金 897 万 2 千円増額、目 2. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 527 万 3 千円減額、目 3. 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業) 15 万 4 千円減額、目 6. 保険者機能強化推進交付金 35 万 9 千円

増額、目 7. 介護保険保険者努力支援交付金 116 万 6 千円増額するものです。款 4. 支払基金交付金は 3,796 万 5 千円の減額補正により 6 億 334 万 7 千円に改めようとするもので、これも交付金の決定に伴うものでございます。項 1. 支払基金交付金のうち、目 1. 介護給付費交付金 3,741 万 6 千円、目 2. 地域支援事業支援交付金 54 万 9 千円をそれぞれ減額するものです。款 5. 県支出金は 1,524 万 2 千円の増額補正により 3 億 7,404 万 3 千円に改めようとするもので、これも交付金等の決定に伴うものでございます。項 1. 県費負担金、目 1. 介護給付費負担金 1,569 万 4 千円増額するものです。項 2. 県費補助金は、補助金の決定と地域支援事業費の人件費に伴うもので、内訳と致しまして目 1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）37 万 5 千円、目 2. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）7 万 7 千円をそれぞれ減額するものです。款 8. 繰入金は 421 万 4 千円の増額補正により 4 億 1,218 万 6 千円に改めようとするものでございます。項 1. 一般会計繰入金は、歳出における地域支援事業費と人件費等の減額に伴うもので、目 3. 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）を 16 万 2 千円、目 4. その他一般会計繰入金を 90 万 9 千円減額するものです。項 2. 基金繰入金は、交付金の決定に伴うもので 528 万 5 千円増額するものです。以上により、歳入歳出それぞれ 130 万円を減額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 25 億 9,660 万円に改めようとするものでございます。

次に議案第 16 号、令和 4 年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）についてでございます。

後 1 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 4 億 440 万円に変更はありませんが、歳出の予算の組み換えを行うものです。補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

後 6 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費の消耗品費を 5 万円減額し、項 2. 徴収費、目 1. 徴収費の手数料を 5 万円増額するものです。以上、誠に簡単ではございますが、議案第 15 号、令和 4 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 3 号）及び議案第 16 号、令和 4 年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）を一括して提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 16. 議案第 17 号、令和 5 年度多度津町一般会計予算を議題と致します。

新年度の予算につきましては、冊子もございますので、見やすい方をご覧下さい。

それでは、タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは議案17号、令和5年度多度津町一般会計予算について提案説明を申し上げます

す。

3ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,800万円とするものでございます。第2条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

11ページをお開き下さい。「第2表 債務負担行為」に記載してありますように、多度津町土地開発公社の借入金等に対する債務保証、町民会館舞台照明設備主幹・調光器盤リース料について、それぞれの期間の債務負担行為を定めるものでございます。

3ページにお戻り下さい。第3条は、地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。

12ページをお開き下さい。「第3表 地方債」に令和5年度に起こす地方債を記載しております。

再度、3ページにお戻り下さい。第4条は、一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を20億円と定めるものでございます。

また、第5条は、歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

それでは、「一般会計予算書」並びに同予算書末尾にあります「一般会計予算資料」により説明を申し上げます。

355ページをお開き下さい。令和5年度の予算総額は92億2,800万円、前年度当初予算総額100億2,900万円に比べ8億100万円の減額、率では8.0%の減となりました。

続いて356ページをお開き下さい。まず、歳入の科目別構成比について大きいものから順に説明を申し上げます。1位は、款1. 町税で29億3,117万9千円、構成比は31.8%、前年度に比べ0.7%の増、2位は、款10. 地方交付税で21億2,000万円、構成比は23.0%、前年度に比べ5.0%の増、3位は、款14. 国庫支出金で9億1,113万9千円、構成比は9.9%、前年度に比べ31.8%の減、4位は、款15. 県支出金で6億8,909万8千円、構成比は7.5%、前年度に比べ5.0%の減、5位は、357ページの款18. 繰入金で6億455万6千円、構成比は6.5%、前年度に比べ7.4%の減でございます。以上が5位までの歳入科目の構成でございます。

それでは、20ページをお開き下さい。歳入予算について事項別明細書により説明を申し上げます。款1. 町税は前年度より2,070万4千円の増額、29億3,117万9千円の計上でございます。項1. 町民税は11億6,102万円、

22ページをお開き下さい。項2. 固定資産税は14億5,945万9千円、項3. 軽自動車税は8,620万円、項4. たばこ税は1億6,000万円、項8. 都市計画税は6,450万円でございます。

26ページをお開き下さい。款2. 地方譲与税は前年度より110万円の減額、5,696万3千円

の計上でございます。項1. 地方揮発油譲与税は1,300万円、項2. 自動車重量譲与税は4,100万円、項4. 特別とん譲与税は50万円、項5. 森林環境譲与税は246万3千円でございます。

28ページをお開き下さい。款3. 利子割交付金は前年度より150万円の減額、150万円の計上でございます。

30ページをお開き下さい。款4. 配当割交付金は前年度より150万円の減額、1,350万円の計上でございます。

32ページをお開き下さい。款5. 株式等譲渡所得割交付金は前年度より200万円の減額、1,000万円の計上でございます。

34ページをお開き下さい。款6. 法人事業税交付金は前年度より300万円の増額、4,700万円の計上でございます。

36ページをお開き下さい。款7. 地方消費税交付金は前年度より3,800万円の増額、5億6,800万円の計上でございます。

38ページをお開き下さい。款8. 環境性能割交付金は前年度より200万円の減額、500万円の計上でございます。

40ページをお開き下さい。款9. 地方特例交付金は前年度より200万円の減額、1,500万円の計上でございます。

42ページをお開き下さい。款10. 地方交付税は前年度より1億円の増額、21億2,000万円の計上でございます。

44ページをお開き下さい。款11. 交通安全対策特別交付金は前年度より100万円の減額、200万円の計上でございます。

46ページをお開き下さい。款12. 分担金及び負担金は前年度より231万円の減額、4,729万1千円の計上でございます。項1. 分担金は176万円、項2. 負担金は4,553万1千円でございます。

48ページをお開き下さい。款13. 使用料及び手数料は前年度より82万8千円の減額、1億3,698万7千円の計上でございます。項1. 使用料は6,881万2千円、項2. 手数料は6,817万5千円でございます。

52ページをお開き下さい。款14. 国庫支出金は前年度より4億2,502万6千円の減額、9億1,113万9千円の計上でございます。項1. 国庫負担金は7億8,219万1千円、項2. 国庫補助金は1億2,489万3千円、

54ページをお開き下さい。項3. 国庫委託金は405万5千円でございます。

56ページをお開き下さい。款15. 県支出金は前年度より3,653万4千円の減額、6億8,909万8千円の計上でございます。項1. 県負担金は4億5,029万3千円、項2. 県補助金は1億8,175万3千円、

60ページをお開き下さい。項3. 県委託金は5,705万2千円でございます。

62ページをお開き下さい。款16. 財産収入は前年度より10万1千円の減額、1,047万3千円

の計上でございます。項1.財産運用収入は1,047万1千円、項2.財産売払収入は存目のみでございます。

64ページをお開き下さい。款17.寄附金は前年度より4,600万円の減額、3億400万1千円の計上でございます。

66ページをお開き下さい。款18.繰入金は前年度より4,838万6千円の減額、6億455万6千円の計上でございます。項1.繰入金は存目のみ、項2.基金繰入金は6億455万4千円でございます。

68ページをお開き下さい。款19.繰越金は前年度と同額、5,000万円の計上でございます。

70ページをお開き下さい。款20.諸収入は前年度より2,201万9千円の減額、3億1,251万3千円の計上でございます。項1.延滞金加算金及び過料は500万円、項2.預金利子は1万5千円、項3.貸付金元利収入は3,500万円、項4.雑入は2億7,249万8千円でございます。

74ページをお開き下さい。款21.町債は前年度より3億7,040万円の減額、3億9,180万円の計上でございます。以上が令和5年度歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算について説明を申し上げます。

362ページをお開き下さい。性質別分類により説明を申し上げます。義務的経費の合計は44億5,020万5千円、前年度に比べ6,429万6千円の減、そのうち人件費は18億981万9千円、前年度に比べ577万8千円の減、扶助費は15億9,043万2千円、前年度に比べ6,143万7千円の減、公債費は10億4,995万4千円、前年度に比べ291万9千円の増でございます。

次に、投資的経費は5億9,325万6千円、前年度に比べ4億4,291万9千円の減でございます。

その他経費の合計は41億8,453万9千円、前年度に比べ2億9,378万5千円の減、そのうち物件費は14億9,481万円、前年度に比べ8,477万2千円の減、補助費等は10億5,508万8千円、前年度に比べ2億3,698万5千円の減、繰出金は14億7,913万5千円、前年度に比べ3,493万2千円の増でございます。以上が主な性質別に見た歳出予算の構成でございます。

それでは、76ページをお開き下さい。歳出予算について事項別明細書により説明を申し上げます。款1.議会費は、前年度より88万8千円の減額、1億1,199万8千円の計上でございます。

80ページをお開き下さい。款2.総務費は前年度より2億1,256万3千円の減額、13億7,953万円の計上でございます。項1.総務管理費は11億3,126万7千円、

96ページをお開き下さい。項2.徴税費は1億4,748万1千円、

98ページをお開き下さい。項3.戸籍住民基本台帳費は7,218万7千円、

100ページをお開き下さい。項4.選挙費は1,387万5千円、

102ページをお開き下さい。項5.統計調査費は609万1千円、項6.監査委員費は862万9千円でございます。

106ページをお開き下さい。款3. 民生費は前年度より2億3,228万2千円の減額、29億6,572万1千円の計上でございます。項1. 社会福祉費は17億6,405万4千円、

118ページをお開き下さい。項2. 児童福祉費は12億166万7千円でございます。

124ページをお開き下さい。款4. 衛生費は前年度より5,142万2千円の減額、7億5,001万7千円の計上でございます。項1. 保健衛生費は2億8,177万6千円、

132ページをお開き下さい。項2. 清掃費は4億1,524万1千円、

136ページをお開き下さい。項3. 上水道費は5,300万円でございます。

138ページをお開き下さい。款5. 労働費は前年度より1万1千円の増額、478万2千円の計上でございます。

140ページをお開き下さい。款6. 農林水産業費は前年度より3,222万4千円の増額、2億8,795万9千円の計上でございます。項1. 農業費は2億5,571万1千円、

148ページをお開き下さい。項2. 林業費は20万3千円、項3. 水産業費は3,204万5千円でございます。

150ページをお開き下さい。款7. 商工費は前年度より4,479万2千円の減額、9,263万6千円の計上でございます。

154ページをお開き下さい。款8. 土木費は前年度より4億7,761万7千円の減額、9億7,323万5千円の計上でございます。項1. 土木管理費は5億5,362万8千円、項2. 道路橋梁費は1億7,255万5千円、

156ページをお開き下さい。項3. 河川費は9,003万9千円、

158ページをお開き下さい。項4. 港湾費は6,511万円、項5. 住宅費は4,687万9千円、

160ページをお開き下さい。項6. 都市計画費は4,502万4千円でございます。

164ページをお開き下さい。款9. 消防費は前年度より716万9千円の増額、3億6,251万3千円の計上でございます。

172ページをお開き下さい。款10. 教育費は前年度より1億7,624万1千円の増額、12億1,965万2千円の計上でございます。項1. 教育総務費は2億2,843万5千円、

174ページをお開き下さい。項2. 小学校費は1億1,293万7千円、

178ページをお開き下さい。項3. 中学校費は6,270万2千円、

182ページをお開き下さい。項4. 幼稚園費は1億2,589万6千円、

184ページをお開き下さい。項5. 社会教育費は2億879万7千円、

190ページをお開き下さい。項6. 保健体育費は4億8,088万5千円でございます。

194ページをお開き下さい。款11. 災害復旧費は存目のみの計上でございます。

196ページをお開き下さい。款12. 公債費は前年度より291万9千円の増額、10億4,995万4千円の計上でございます。

198ページをお開き下さい。款14. 予備費は前年度と同額の3,000万円の計上でございます。

以上により、令和5年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,800万円とするも

のでございます。

なお、その後のページの資料と致しまして、給与費明細書、債務負担行為に係る調書等を掲載しておりますが、これらの内、地方債の見込に関する調書について説明を申し上げます。

207ページをお開き下さい。地方債現在高の見込みに関する調書の最下段、一番下の合計欄でございます。前々年度末、すなわち令和3年度末の現在高は151億7,617万円、そして前年度末、令和4年度末の現在高見込額が149億454万8千円。それに当該年度中増減見込みの欄において、令和5年度中の起債見込額が6億3,030万円、元金の償還見込が10億307万5千円で、これらを相殺しますと令和5年度末の現在高は145億3,177万3千円となる見込みでございます。

以上、議案第17号、令和5年度多度津町一般会計予算についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 17. 議案第 18 号、令和 5 年度多度津町特別会計国民健康保険予算、議案第 19 号、令和 5 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第 18 号及び議案第 19 号を一括して提案説明を申し上げます。

まず議案第18号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険予算についてでございます。

予算書213ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,230万円とするものでございます。前年度に比べ6,850万円、2.5%の増額でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用で地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明致します。

224ページをお開き下さい。款1. 国民健康保険税は前年度より399万9千円減額の4億10万円の計上でございます。項1. 一般被保険者国民健康保険税は4億円、項2. 退職被保険者等国民健康保険税は10万円でございます。款2. 国庫支出金、項2. 国庫補助金及び款3. 項1. 療養給付費等交付金は、それぞれ存目1千円の計上でございます。款4. 県支出金は前

年度より6,544万3千円増額の20億4,790万6千円の計上でございます。項1. 県負担金20億4,790万5千円、項3. 財政安定化基金支出金、存目1千円でございます。款5. 財産収入、項1. 財産運用収入は存目1千円の計上でございます。

226ページをお開き下さい。款6. 繰入金は前年度より957万6千円増額の3億1,898万6千円の計上でございます。項1. 他会計繰入金は2億1,883万9千円で、内訳としまして目1. 一般会計繰入金1億5,403万9千円、目2. 職員給与費等繰入金4,000万円、目3. 出産育児一時金等繰入金280万円、目4. 財政安定化事業繰入金2,200万円でございます。項2. 基金繰入金は1億14万7千円の計上でございます。款7. 項1. 繰越金は存目1千円の計上でございます。款8. 諸収入は前年度より251万9千円減額の530万4千円の計上でございます。項1. 延滞金、加算金及び過料500万円、項2. 保険税督促手数料20万円、項3. 預金利子、存目1千円、項5. 雑入10万3千円でございます。

以上により、歳入合計27億7,230万円の計上でございます。

次に、歳出についてご説明致します。

228ページをお開き下さい。款1. 総務費は前年度より247万6千円増額の4,824万4千円の計上でございます。項1. 総務管理費は3,211万6千円で、内訳としまして目1. 一般管理費2,855万6千円、目2. 国民健康保険団体連合会負担金356万円でございます。項2. 徴税費1,539万1千円、項3. 運営協議会費58万7千円、

230ページをお開き下さい。項4. 趣旨普及費15万円でございます。款2. 保険給付費は前年度より7,100万円増額の20億290万8千円の計上でございます。項1. 一般被保険者療養諸費は17億1,000万2千円で、内訳としまして目1. 一般被保険者療養給付費17億円、目3. 一般被保険者療養費1,000万円、目4. 一般被保険者移送費及び目6. 一般被保険者保険外併用療養費は、それぞれ存目1千円、項2. 退職被保険者療養諸費は70万2千円で、内訳としまして目1. 退職被保険者療養給付費50万円、目4. 退職被保険者療養費20万円、目5. 退職被保険者移送費及び、

232ページをお開き下さい。目8. 退職被保険者保険外併用療養費は、それぞれ存目1千円でございます。項3. 審査支払手数料は600万円、項4. 一般被保険者高額療養費は2億8,050万円、項5. 退職被保険者等高額療養費は20万1千円、項6. 出産育児諸費は420万3千円、項7. 葬祭諸費は80万円、項10. 傷病手当金は50万円でございます。款3. 国民健康保険事業費納付金は前年度より410万円減額の6億7,160万円の計上でございます。

234ページをお開き下さい。項1. 医療給付費分4億9,040万円、項2. 後期高齢者支援金等分1億3,620万円、項3. 介護納付金分4,500万円でございます。款4. 項1. 共同事業拠出金は前年度同額の1万円の計上でございます。款5. 項1. 財政安定化基金拠出金は、存目1千円の計上でございます。款6. 保健事業費は前年度より261万4千円減額の2,739万5千円の計上でございます。項1. 特定健康診査等事業費2,145万2千円、

236ページをお開き下さい。項2. 保健事業費594万3千円の計上でございます。款7. 項1. 基金積立金及び款8. 項1. 公債費は、それぞれ存目1千円の計上でございます。款9. 諸

支出金は前年度より183万8千円増額の2,214万円の計上でございます。項1.償還金及び還付加算金は310万1千円で、内訳としまして目1.一般被保険者保険税還付金300万円、目2.退職被保険者保険税還付金10万円、

238ページをお開き下さい。目3.償還金、存目1千円でございます。項2.繰出金は1,903万9千円で、内訳としまして目1.直営診療所会計繰出金1,903万8千円、目2.一般会計繰出金、存目1千円でございます。

以上により、歳出合計27億7,230万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,230万円とするものでございます。

次に議案第19号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についてでございます。

予算書247ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,810万円とするもので、前年度と同額でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明致します。

256ページをお開き下さい。款1.診療収入、項1.外来収入は前年度より179万8千円減額の905万円の計上でございます。内訳としまして目1.国民健康保険診療収入100万円、目2.社会保険診療収入20万円、目4.一部負担金100万円、目5.その他の収入85万円、目6.後期高齢者医療診療報酬収入600万円でございます。款2.使用料及び手数料、項1.手数料は前年度より4万円減額の1万円の計上でございます。款3.繰入金、項1.他会計繰入金は前年度より183万8千円増額の1,903万8千円の計上で、国保会計からの繰入金でございます。款4.項1.繰越金及び款5.諸収入、項1.預金利子は、それぞれ存目1千円の計上でございます。

以上により、歳入合計を2,810万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明致します。

258ページをお開き下さい。款1.総務費、項1.施設管理費は前年度より62万1千円増額の2,347万円の計上でございます。

260ページをお開き下さい。款2.医業費、項1.医療諸費は前年度より67万円減額の448万円の計上でございます。内訳としまして目1.医療用機械器具費58万円、目2.医薬材料費390万円でございます。款3.項1.公債費、目2.利子は前年度より14万9千円増額の15万円の計上でございます。

以上により、歳出合計2,810万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,810万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第18号及び議案第19号の両議案を一括して提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 18. 議案第 20 号、令和 5 年度多度津町特別会計公共下水道予算を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第 20 号、令和 5 年度多度津町特別会計公共下水道予算についての提案説明を申し上げます。

予算書の 269 ページをお開き下さい。第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 650 万円にしようとするものでございます。これは前年度比 8.3%、8,440 万円の増額でございます。

第 2 条の地方債につきましては、272 ページをお開き下さい。第 2 表、地方債で、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について定めるもので、限度額につきましては 2 億 8,195 万円を予定しております。

269 ページにお戻り下さい。第 3 条の一時借入金につきましては、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定により一時借入金の最高額を定めるものでございます。第 4 条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第 220 条第 2 項のただし書きの規定により歳出予算を流用することができる場合について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。

278 ページをお開き下さい。まず、歳入予算でございます。款 1. 分担金及び負担金につきましては 28 万円を計上しております。款 2. 使用料及び手数料につきましては 2 億 3,100 万 2 千円を計上致しております。款 3. 国庫支出金につきましては 9,385 万円を、款 4. 県支出金につきましては 525 万 1 千円を計上しております。款 5. 繰入金につきましては前年度 4 億 5,560 万 9 千円より 2,855 万 1 千円増額の 4 億 8,416 万円を計上しております。

款 6. 繰越金につきましては 1 千万円を計上しております。款 7. 諸収入につきましては 7 千円を計上しております。款 8. 町債につきましては前年度 2 億 8,260 万円より 65 万円減額の 2 億 8,195 万円を計上しております。

これによりまして、歳入予算の合計を 11 億 650 万円とするものでございます。

次に歳出予算でございます。

280 ページをお開き下さい。款 1. 総務費につきましては前年度 2 億 2,634 万 8 千円より 689 万 3 千円増額の 2 億 3,324 万 1 千円を計上しております。その内訳としましては項 1. 総務管理費は 33 万 3 千円を計上するもので、主に日本下水道協会負担金などの管理的経費でございます。

項 2. 業務管理費は 2 億 3,290 万 8 千円を計上するもので、主にポンプ場設備保守委託料及び中讃流域下水道維持管理負担金などの維持管理的経費でございます。

282 ページをお開き下さい。款 2. 下水道費につきましては前年度 1 億 7,072 万 2 千円より 8,998 万 7 千円増額の 2 億 6,070 万 9 千円を計上しております。これは主に下水道整備事業費でございます。款 3. 公債費につきましては、前年度 6 億 2,503 万円より 1,248 万円減額の 6 億 1,255 万円を計上しております。その内訳と致しましては、長期債償還元金で 5 億 7,605 万円、利子で 3,650 万円をそれぞれ計上しております。

以上によりまして、歳入歳出の総額を歳入歳出予算それぞれ 11 億 650 万円とするものでございます。

なお、285 ページから 288 ページに給与費明細書、289 ページに地方債現在高の見込みに関する調書、290 ページから 291 ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支払額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書をお示ししております。

誠に簡単な説明でございますが、議案第 20 号、令和 5 年度多度津町特別会計公共下水道予算についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第19. 議案第21号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業予算、議案第22号、令和5年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

（「議長、休憩して下さい」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

失礼しました。

ここで暫時、休憩致します。

再開を 3 時に致します。

よろしくお願いいたします。

休憩 午後 2 時 45 分

再開 午後 3 時 0 分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第19. 議案第21号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業予算、議案第22号、

令和5年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第 21 号及び議案第 22 号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第 21 号、令和 5 年度多度津町特別会計介護保険事業予算についてでございます。

予算書 295 ページをお開き下さい。第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 7,790 万円とするものでございます。前年度に比べ 810 万円、0.3%の減額でございます。

第 2 条は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額を 3 億円と定めるものでございます。

第 3 条は、歳出予算の流用で、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明申し上げます。

306 ページをお開き下さい。款 1. 項 1. 介護保険料は前年度より 47 万 5 千円増額の 5 億 2,101 万 6 千円の計上でございます。款 2. 使用料及び手数料、項 1. 手数料は前年度と同額の 4 万 1 千円の計上でございます。款 3. 国庫支出金は前年度より 443 万 8 千円増額の 5 億 7,056 万 3 千円の計上でございます。項 1. 国庫負担金 3 億 9,506 万円、項 2. 国庫補助金 1 億 7,550 万 3 千円で、内訳としまして目 1. 調整交付金 1 億 2,471 万 4 千円、目 2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2,297 万 3 千円、目 3. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1,973 万 4 千円、目 4. その他補助金、存目 1 千円、目 6. 保険者機能強化推進交付金 402 万 4 千円、目 7. 介護保険保険者努力支援交付金 405 万 7 千円でございます。款 4. 項 1. 支払基金交付金は前年度より 1,173 万 7 千円減額の 6 億 2,876 万 5 千円の計上でございます。内訳としまして目 1. 介護給付費交付金 6 億 395 万 4 千円、目 2. 地域支援事業支援交付金 2,481 万 1 千円でございます。款 5. 県支出金は前年度より 515 万 1 千円減額の 3 億 5,327 万 5 千円の計上でございます。項 1. 県費負担金 3 億 3,192 万 1 千円、

308 ページをお開き下さい。項 2. 県費補助金 2,135 万 4 千円で、内訳としまして目 1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,148 万 7 千円、目 2. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）986 万 7 千円でございます。款 6. 財産収入、項 1. 財産運用収入は前年度同額の 3 万 1 千円の計上で、内訳としまして目 1. 財産貸付収入、存目 1 千円、目 2. 利子及び配当金 3 万円でございます。款 7. 項 1. 寄附金は、前年度同額の存目 1 千円の計上でございます。款 8. 繰入金は前年度より 419 万 7 千円増額の 4 億 209 万 8 千円の計上でございます。項 1. 一般会計繰入金 4 億 209 万 7 千円

で、内訳としまして目 1. 介護給付費繰入金 2 億 7,960 万 9 千円、目 2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,148 万 9 千円、目 3. 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）987 万円、目 4. その他一般会計繰入金 7,004 万円、目 5. 低所得者保険料軽減繰入金 3,108 万 9 千円でございます。項 2. 基金繰入金は、存目 1 千円でございます。款 9. 項 1. 繰越金は、存目 1 千円の計上でございます。款 10. 諸収入は前年度より 32 万 2 千円減額の 210 万 9 千円の計上でございます。項 1. 延滞金、加算金及び過料 3 千円、

310 ページをお開き下さい。項 2. 預金利子、存目 1 千円、項 3. 雑入 210 万 5 千円でございます。

以上により、歳入合計を 24 億 7,790 万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明致します。

312 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は前年度より 1,096 万 5 千円増額の 7,004 万 9 千円の計上でございます。項 1. 総務管理費 4,283 万 7 千円、項 2. 徴収費 458 万円、項 3. 介護認定審査会費 2,153 万 1 千円、内訳としまして 314 ページをお開き下さい。

目 1. 介護認定審査会費 759 万 2 千円、目 2. 認定調査費 1,393 万 9 千円、項 4. 趣旨普及費 65 万円、項 6. 地域密着型サービス運営委員会費 4 万 9 千円、項 7. 計画策定委員会費 40 万 2 千円でございます。款 2. 保険給付費は前年度より 4,490 万円減額の 22 億 3,686 万 4 千円の計上でございます。項 1. 介護サービス等諸費 20 億 6,170 万 4 千円、内訳としまして目 1. 居宅介護サービス給付費 7 億 2,000 万円、

316 ページをお開き下さい。目 2. 特例居宅介護サービス給付費、存目 1 千円、目 3. 地域密着型介護サービス給付費 3 億 8,000 万円、目 4. 特例地域密着型介護サービス給付費、存目 1 千円、目 5. 施設介護サービス給付費 8 億 8,000 万円、目 6. 特例施設介護サービス給付費、存目 1 千円、目 7. 居宅介護福祉用具購入費 250 万円、目 8. 居宅介護住宅改修費 420 万円、

318 ページをお開き下さい。目 9. 居宅介護サービス計画給付費 7,500 万円、目 10. 特例居宅介護サービス計画給付費、存目 1 千円でございます。項 2. 介護予防サービス等諸費 6,900 万 3 千円で、内訳としまして目 1. 介護予防サービス給付費 4,920 万円、目 2. 特例介護予防サービス給付費、存目 1 千円、目 3. 地域密着型介護予防サービス給付費 550 万円、目 4. 特例地域密着型介護予防サービス給付費、存目 1 千円、目 5. 介護予防福祉用具購入費 50 万円、

320 ページをお開き下さい。目 6. 介護予防住宅改修費 250 万円、目 7. 介護予防サービス計画給付費 1,130 万円、目 8. 特例介護予防サービス計画給付費、存目 1 千円でございます。項 3. その他諸費、目 1. 審査支払手数料 250 万円、項 4. 高額介護サービス等費 5,140 万円で、内訳としまして目 1. 高額介護サービス費 5,100 万円、

322 ページをお開き下さい。目 2. 高額介護予防サービス費 40 万円、項 5. 高額医療合算介護サービス等費 720 万円で、内訳としまして目 1. 高額医療合算介護サービス費

700 万円、目 2. 高額医療合算介護予防サービス費 20 万円、項 6. 市町村特別給付費、存目 1 千円、項 7. 特定入所者介護サービス等費 4,505 万 6 千円で、内訳としまして目 1. 特定入所者介護サービス費 4,500 万円、

324 ページをお開き下さい。目 2. 特例特定入所者介護サービス費、存目 1 千円、目 3. 特定入所者介護予防サービス費 5 万 4 千円、目 4. 特例特定入所者介護予防サービス費、存目 1 千円でございます。款 3. 項 1. 財政安定化基金拠出金は前年度同額の存目 1 千円の計上でございます。款 4. 項 1. 保健福祉事業費は前年度より 160 万円増額の 600 万円の計上でございます。款 5. 地域支援事業費は前年度より 412 万 9 千円増額の 1 億 4,314 万 6 千円の計上でございます。項 1. 介護予防・日常生活支援総合事業費 9,149 万円で、内訳としまして目 3. 介護予防・生活支援サービス事業費 6,350 万円、326 ページをお開き下さい。目 5. 介護予防ケアマネジメント事業費 500 万円、目 6. 一般介護予防事業費 2,299 万円でございます。項 2. 目 1. 包括的支援事業・任意事業費 5,125 万 6 千円、

328 ページをお開き下さい。項 3. その他諸費、目 1. 審査支払手数料 40 万円でございます。款 6. 項 1. 基金積立金は前年度より 2,010 万 6 千円増額の 2,013 万 6 千円の計上でございます。款 7. 項 1. 公債費は、存目 1 千円の計上でございます。款 8. 諸支出金は、前年度と同額の 120 万 3 千円の計上でございます。

330 ページをお開き下さい。項 1. 償還金及び還付加算金 120 万 2 千円で、内訳としまして目 1. 第 1 号被保険者保険料還付金 120 万円、目 2. 償還金及び目 6. 介護給付費交付金返還金はそれぞれ存目 1 千円、項 3. 繰出金、目 1. 一般会計繰出金は、存目 1 千円でございます。款 9. 項 1. 予備費は前年度同額の 50 万円の計上でございます。

以上により、歳出合計 24 億 7,790 万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 7,790 万円とするものでございます。

次に議案第 22 号、令和 5 年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算について提案説明を申し上げます。

予算書 339 ページをお開き下さい。第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,500 万円とするものでございます。前年度に比べ 2,060 万円、5.1%の増額でございます。

第 2 条は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額を 5,000 万円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明致します。

348 ページをお開き下さい。款 1. 項 1. 後期高齢者医療保険料は前年度より 1,363 万円増額の 3 億 2,060 万円の計上でございます。内訳としまして目 1. 特別徴収保険料 2 億 1,440 万円、目 2. 普通徴収保険料 1 億 620 万円でございます。款 2. 使用料及び手数料、項 1. 手数料は前年度同額の 2 万円の計上でございます。款 3. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金は前年度より 696 万円増額の 1 億 365 万 8 千円の計上でございます。内訳としまし

て目 1. 事務費繰入金 2,259 万 7 千円、目 2. 保険基盤安定繰入金 8,106 万 1 千円でございます。款 4. 諸収入は前年度より 1 万円増額の 72 万 1 千円の計上でございます。項 1. 延滞金、加算金及び過料 2 千円、項 2. 償還金及び還付加算金 70 万円、項 3. 預金利子、存目 1 千円、項 5. 雑入 1 万 8 千円でございます。款 6. 項 1. 繰越金は存目 1 千円の計上でございます。

以上により、歳入合計を 4 億 2,500 万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明致します。

350 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は前年度より 41 万 3 千円増額の 398 万 2 千円の計上でございます。項 1. 総務管理費 305 万 5 千円、項 2. 徴収費 92 万 7 千円でございます。款 2. 項 1. 後期高齢者医療広域連合納付金は前年度より 2,018 万 7 千円増額の 4 億 2,024 万 2 千円の計上でございます。款 3. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金は前年度同額の 70 万円の計上でございます。款 4. 項 1. 予備費は前年度同額の 7 万 6 千円の計上でございます。以上により、歳出合計 4 億 2,500 万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,500 万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 21 号及び議案第 22 号の両議案を一括して提案説明させて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 20. 議案第 23 号、工事委託に関する変更協定の締結について（令和 4 年度多度津町新町排水ポンプ場水処理整備工事に関する委託）、議案第 24 号、町道路線の認定についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第 23 号及び議案第 24 号について、一括提案説明をさせていただきます。

はじめに議案第 23 号、工事委託に関する変更協定の締結についての提案説明をさせていただきます。

本件は、令和 4 年 6 月 24 日、日本下水道事業団、理事長、森岡 泰裕氏と 2 億 3,450 万円で協定を締結致しました令和 4 年度多度津町新町排水ポンプ場水処理整備工事委託でございます。

本委託につきましては、栄町地区にあります新町排水ポンプ場水処理整備について令和 4 年度、令和 5 年度の 2 箇年で設備の更新及び施設の改良等を実施する工事委託でございます。

今回の変更内容につきましては、土木工事の耐震補強工事、機械設備工事のポンプ設備工事及び電気設備工事の除塵機操作盤整備工事等について、当初、既存メーカーによる

見積金額を採用していたものを発注時には3社見積りとし最低価格を採用し、また、電線ケーブル、鋼製加工品などにつきましては、昨今の原材料物価高騰の影響を考慮した価格設定により算出していたものを工事発注実績により、協定金額について変更するものでございます。

協定金額につきましては、当初協定金額2億3,450万円に対し、変更協定金額として7,450万円を減額しようとするものでございます。

また、参考資料として工事委託に関する協定の一部を変更する協定書の写しを添付致しております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第24号、町道路線の認定についての提案説明を申し上げます。

この度の町道認定につきましては、県道丸亀・詫間・豊浜線（さぬき浜街道）の多度津西工区の供用開始に伴うものでございます。1ページは路線の一覧表を、2ページから4ページは参考資料の位置図、箇所図でございます。

認定しようとする路線は3路線で、番号①の路線名は町道397号線で、起点、大字西白方字宮ノ前107番地1地先から終点、大字西白方字宮ノ前65番地5地先までの延長109.2m、幅員4.4～12.0mです。

番号②の路線名は町道435号線で、起点、大字東白方字川向甲2529番地3地先から終点、大字西白方字川向883番地1地先までの延長25.5m、幅員4.0mです。

番号③の路線名は町道436号線で、起点、大字西白方字瓦谷964番地3地先から終点、大字西白方字瓦谷965番地2地先までの延長28.0m、幅員4.0mの3路線を町道認定しようとするものです。

以上の内容のものを道路法第8条第2項の規定によりまして、町道の路線を認定について、議会の議決を求めるものです。

誠に簡単な説明でございますが、議案第23号、工事委託に関する変更協定の締結について、議案第24号、町道路線の認定について、一括で提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第21. 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせて頂きます。

現在、人権擁護委員としてご活躍頂いております藤田 嘉之 氏の任期が、令和 5 年 6 月 30 日をもって満了致します。つきましては、引き続き同氏を推薦致したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

藤田 氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は地域活動やこれまでの人権擁護委員としての活動を通して地域の方々からの信望も厚く、人権問題に関する理解や熱意を有していることから、人権擁護委員として適任であると考え推薦するものであります。

なお、任期は令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本件は人事案件でございますので、本日、先議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、諮問第 1 号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定致しました。

日程第 22. 諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。

本件については、地方自治法第 117 条の規定により中野 一郎 議員の退席を求めます。

中野 一郎 議員、退席

議長（村井 勉）

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍頂いております中野 文子 氏の任期が、令和 5 年 6 月 30 日をもって満了致します。つきましては、引き続き同氏を推薦致したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

中野 氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は、民生児童委員の活動やこれまでの人権擁護委員としての活動を通して地域の方々からの信望も厚く、人権問題に関する理解や熱意を有していることから、人権擁護委員として適任であると考え推薦するものであります。

なお、任期は令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、諮問第 2 号についてを採決致します。

本案は原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案に同意することに決定致しました。

中野 一郎 議員の除斥を解きます。

中野 一郎 議員、着席

議長（村井 勉）

日程第 23. 諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍頂いております石川 雅健 氏の任期が令和 5 年 6 月 30 日をもって満了致しますが、同氏より辞意の申し出がありました。つきましては、その後任として、大矢根 雅弘 氏を推薦致したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めようとするものでございます。

大矢根 氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は郵便局での長年にわたる勤務経験や退職後の平成 28 年 5 月からは自治会長を務め、また、行政の各種委員の活動にも精力的に取り組まれています。

これらの経験から、地域の方々からの信頼も厚く、また人権問題に対する強い関心を有しており、人権擁護委員として適任であると考え推薦するものでございます。

なお、任期は令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

本件は人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、諮問第 3 号についてを採決致します。

本案は原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定致しました。

ここでお諮り致します。

提案理由の説明がなされました議案をより慎重に審議を期するため、多度津町議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案第 1 号から第 4 号まで、議案第 6 号、及び議案第 11 号から第 22 号までの 17 議案を総務教育常任委員会に、議案第 5 号、議案第 7 号から第 10 号まで、議案第 23 号、及び第 24 号の 7 議案を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに致したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、17 議案を会期中の総務教育常任委員会に、7 議案を建設産業民生常任委員会に、付託の上、審査することに決定致します。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了致しました。

これにて散会致します。

長時間、有難うございました。

散会 午後 3 時39分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 5 年 3 月 1 日
第 1 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記